

平成 30 年度
個人住民税検討会報告書

平成31年3月

総務省自治税務局市町村税課

個人住民税検討会委員名簿（敬称略・五十音順）

いわ 岩	た 田	こう 孝	いち 一	日本電気株式会社公共ソリューション事業部 兼 公共システム開発本部 部長
お 小	がさ 笠	わら 原	とおる 徹	地方税電子化協議会システム部長
こう 神	やま 山	ひろ 弘	ゆき 行	一橋大学大学院法学研究科准教授
しし 宍	ど 戸	くに 邦	ひさ 久	新潟大学経済学部教授
たけ 武	だ 田	けん 健	ぞう 三	株式会社大崎コンピュータエンジニアリング代表取締役
の 野	ざき 崎	ひで 秀	ゆき 幸	阿久比町総務部長
はやし 林	ひろ 宏	あき 昭		関西大学経済学部教授 (座 長)
はら 原	だ 田	ひろ 大	き 樹	京都大学大学院法学研究科教授
よし 吉	とみ 富	ひろ 浩	まさ 政	横浜市財政局主税部税務課長
わた 渡	なべ 辺	ひろし 博		春日部市財務部市民税課個人住民税担当課長

検討経過

平成30年10月30日 第1回

- ・特別徴収税額通知の電子化
- ・グローバル社会における個人住民税のあり方

平成30年12月27日 第2回

- ・グローバル社会における個人住民税のあり方[※]
- ・個人住民税の現年課税化について

平成31年 3月 6日 第3回

- ・個人住民税の現年課税化[※]

平成31年 3月18日 第4回

- ・平成30年度個人住民税検討会報告書案について

※ 委員からの発表があったもの

目 次

第 1	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化	1
1	特別徴収税額通知の電子化に係るこれまでの議論	3
2	本年度の個人住民税検討会における議論	4
第 2	グローバル社会における個人住民税のあり方	7
1	外国人等に対する個人住民税の賦課徴収に係る現状と 課題	9
2	課題解決に向けた検討	15
3	今後検討すべき課題	19
第 3	個人住民税の現年課税化	21
1	個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論	23
2	課題解決に向けた今後の展望	28
3	今後の課題	32
(参考)		
第 1	特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化 に関する資料	35
第 2	グローバル社会における個人住民税のあり方 に関する資料	43
第 3	個人住民税の現年課税化に関する資料	75

第1 特別徴収税額通知(納税義務者用) の電子化

第1 特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化

1 特別徴収税額通知の電子化に係るこれまでの議論

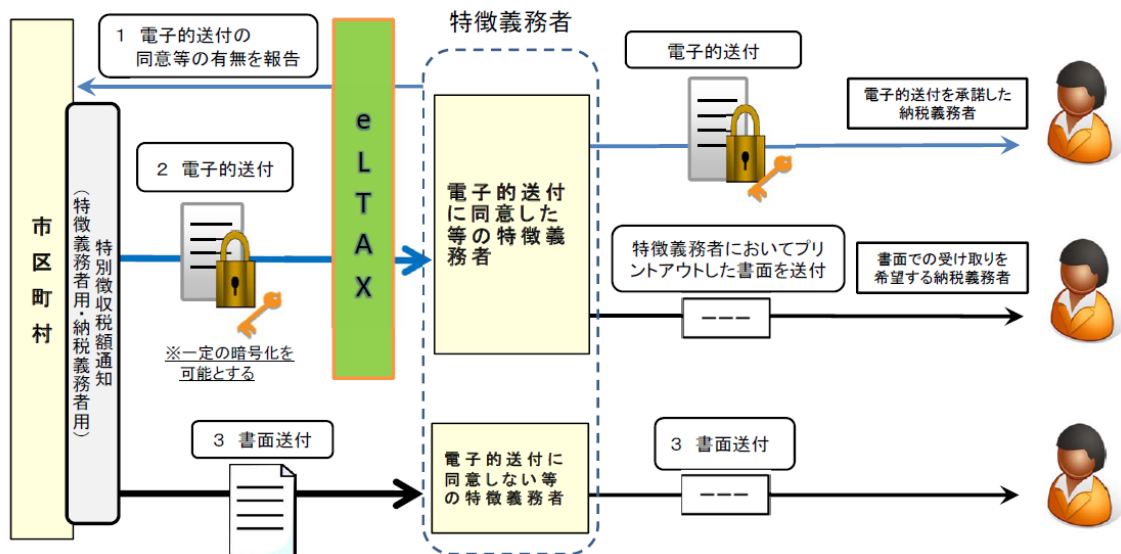
給与所得に係る個人住民税については、特別徴収の方法によって徴収するものとされており、市区町村は、納税義務者に対して給与の支払をする者のうち、所得税法の規定により、給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者を条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとされている。

その際、市区町村長は、納税義務者に係る個人住民税を特別徴収によって徴収する旨を特別徴収義務者及びこれを経由して納税義務者に通知しなければならない。

このうち、特別徴収義務者への通知（以下「特別徴収義務者用の通知」という。）については、平成29年度より電子情報処理組織（eLTAX）を通じて電子的に送付することが可能となっているが、納税義務者への通知（以下「納税義務者用の通知」という。）については、制度的かつ技術的に電子的に送付する仕組みが整っていないところである。

企業は、毎年5月末までに、個人住民税の納税義務者たる各従業員が1月1日現在居住する（していた）市区町村から納税義務者用の通知を受け取り、これを各従業員に配布するための仕分け作業を行っており、特に、多くの従業員を抱える企業にとっては、この作業が大きな負担となっていることから、経済界から、納税義務者用の通知の電子的送付の実現について要望があるところである。

また、納税義務者用の通知の電子的送付について、平成30年度税制改正大綱（平成29年12月14日 自由民主党・公明党）に、「給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。」と明記されたほか、規制改革推進計画（平成30年6月15日 閣議決定）に、「特別徴収税額通知（納税義務者用）については、電子的情報処理組織（eLTAX）により特別徴収義務者を経由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないように配慮しつつ検討する。」とされたところである。



※特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化を行う場合のイメージ（案）

本検討会でも、納税義務者用の通知の電子的送付の方策について議論を行ってきたところであり、昨年度の検討会では、

- ① 電子的送付が可能となった場合、電子による通知と書面による通知が混在しないようにするためにはどうすればよいか。
- ② 納税義務者用の通知一つ一つに電子署名を付与する場合、相当程度の時間がかかることになるため、どのように対応するか。
- ③ 電子による通知を各従業員にどのように振り分けるか。
- ④ 現在、多くの市区町村がプライバシー保護の観点から行っているマスクングや圧着はがきなどの秘匿措置を電子による通知の場合どのように行うのか。

といった実現に向けた課題を明らかにした上で、経済界をはじめとする関係者との間で一定の合意形成を図りつつ、更に検討を進め、具体的な制度設計を行っていくべきであると提言したところである。

2 本年度の個人住民税検討会における議論

本年度の検討会では、昨年度示した課題のうち、④電子による通知の秘匿措置を中心に議論が行われたところであり、以下はその検討内容をとりまとめたものである。

なお、本検討会での議論に先立って、事務局において、日本経済団体連合会事務局にも御協力いただき、企業・市区町村に対して、納税義務者用の通知

の電子的送付についてアンケートを実施した。そのアンケート結果についても適宜触れているところである。

○ 電子による通知における秘匿措置について

現在、多くの団体で、納税義務者のプライバシー保護の観点から、納税義務者用の通知の各種所得額や各種控除額の部分をマスキング又は圧着処理を行っている。

この点については、通知の電子的送付を行う際にも考慮しなければならない問題であるが、社内 LAN に接続できない等の理由により、個別に電子的に通知を受け取ることができない従業員については、企業が電子による通知をプリントアウトし、従業員に配布する場合も想定される場所である。

企業に対し、納税義務者用の通知が電子的送付に対応した場合、社内のどの程度の従業員に対して電子的に提供可能かどうか尋ねたところ、100% (全従業員) と回答した企業は約 7% のみであった。

この結果から、企業から各従業員に対して通知を配布する際には、紙による対応が一定程度残ることとなり、当該従業員の各種所得額や各種控除額が、企業の人事担当者等の目に触れる可能性があり、現在、多くの市区町村で実施している秘匿措置の目的に反する結果となる場合もあり得る。

実際に、市区町村に対して、秘匿措置のとれないプリントアウトを採用することは可能かどうか尋ねたところ、約 8 割の団体が不可という回答であった。

この点については、

- ・ 現在、副業を認める企業が増えているなど社会情勢も変わってきており、かつ企業側も個人情報の保護に関してしっかりと対応していると考えられるので、企業側の規定で対応することができるのではないか。
- ・ そのボリューム感にもよるが、例えば、企業には各従業員から特別徴収する税額のみ記載されたもの、各従業員に対しては、各種所得額や各種控除額を含めたもの、それぞれ分けて送付することはできないのか。
- ・ 市区町村から各従業員に直接送付することはできないのか。

といった意見が出された。

また、

- ・ 一般論として、電子化されたデータというのは流用が簡単であり、これまで以上にプライバシー侵害の可能性は高くなる。
- ・ 中堅企業は秘匿措置がしっかりしていないと取り組めないということになろうかと思う。

といった指摘もあったところである。

現時点において、特別徴収義務者を經由する形で、納税義務者用の通知を

電子的に送付し、かつ納税義務者のプライバシーについても十分配慮する仕組みについて、明確な解答を得るのは難しい。この点については、引き続き十分に議論する必要があるだろう。

第2 グローバル社会における個人住民 税のあり方

第2 グローバル社会における個人住民税のあり方

1 外国人等に対する個人住民税の賦課徴収における現状と課題

(1) 検討の背景

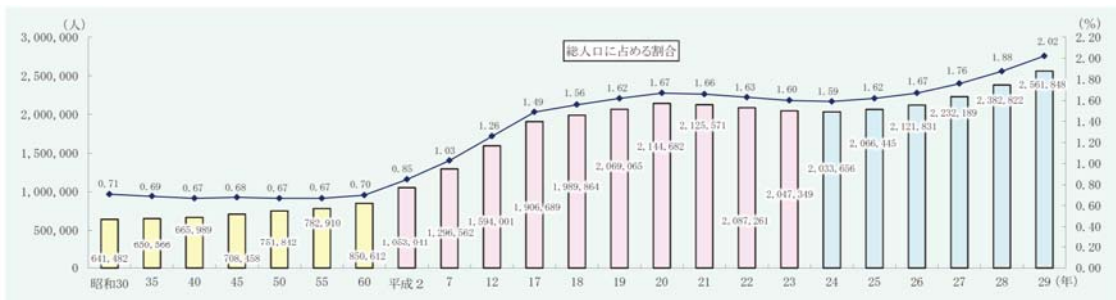
① 在留外国人の増加

在留外国人については、ここ10年で増加傾向が見られ、平成29年末現在では256万人となっており、過去最高の水準となっている。また、平成29年末現在における在留外国人数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,671万人（平成29年10月1日現在人口推計（総務省統計局））に対し2.02%となっており、5年前の平成24年末現在の1.59%と比べ0.43ポイント高くなっている。

在留外国人数について国籍・地域別に見ると、中国が73万人で全体の28.5%を占め、以下、韓国45万人（17.6%）、ベトナム26万人（10.2%）、フィリピン26万人（10.2%）、ブラジル19万人（7.5%）の順となっている。アジア圏からの者が多く、中国、韓国、ベトナム、フィリピンで全体の7割近くを占めている状況である。

都道府県別に見ると、在留外国人数が最も多いのは東京都の約54万人で全国の21.0%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いている。

<在留外国人数の推移と我が国の総人口に占める割合の推移>



(注1) 本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2) 昭和60年末までは、外国人登録者数、平成2年末から23年末までは、外国人登録者数のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数、24年末以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数である。

(注3) 「我が国の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出した。

(出典) 平成30年版「出入国管理」（法務省）

② 在留外国人を巡る動向

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）（以下「骨太の方針 2018」という。）において、「中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、わが国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。（略）従来の専門的・技術的分野における外国人人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する」こととされた。

この骨太の方針 2018 を踏まえ、政府は新たな外国人材受入れのための在留資格を創設するため「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」を平成 30 年 11 月 2 日に閣議決定し、国会に提出した。同法案は、国会での修正を経て、同年 12 月 8 日に成立し、同月 14 日に公布された。

この改正法は、

- ・ 在留資格「特定技能 1 号」「特定技能 2 号」の創設
- ・ 受け入れのプロセス等に関する規定の整備
- ・ 外国人に対する支援に関する規定の整備
- ・ 出入国在留管理庁の設置

等を内容とするものである。

その後、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針が閣議決定されるなど、改正法の平成 31 年 4 月 1 日の施行に向けて準備が進められている

特定技能 1 号：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定技能 2 号：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

※特定産業分野（14 分野）：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業

（特定技能 2 号は下線部の 2 分野のみ受入れ可）

○特定技能1号のポイント

- ・在留期間：1年、6か月又は4か月毎の更新、通算で上限5年まで
- ・技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- ・日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- ・家族の帯同：基本的に認めない
- ・受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

○特定技能2号のポイント

- ・在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- ・技能水準：試験等で確認
- ・日本語能力水準：試験等での確認は不要
- ・家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- ・受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

(2) 個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い

① 個人住民税の納税義務者

個人住民税の納税義務者は、賦課期日（1月1日）において、「市町村内に住所を有する個人」とされており、納税義務は国籍に関わらず、住所の有無によって決定されることになる（地方税法第294条第1項）。

「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用者については、住民基本台帳に記録されている者である（同法第294条第2項）。ただし、住民基本台帳に記録されていない者でも、個人が市町村内に住所を有するものである場合には、その者を住民基本台帳に記録されている者とみなして、市町村民税を課すことができるとされている（同法第294条第3項）。

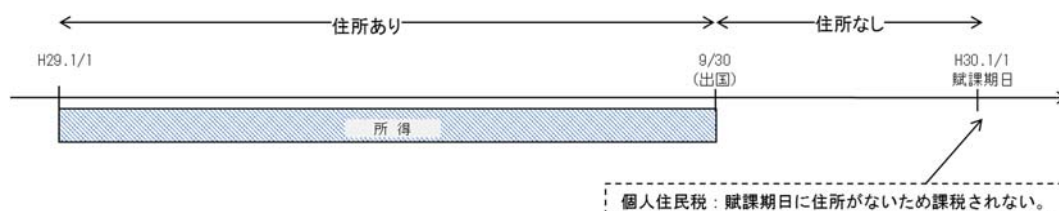
外国人については、以前は住民基本台帳の対象外であったが、平成24年7月より、改正後の住民基本台帳法が施行され、日本国籍を有しない者のうち、「中長期在留者（3月以下の在留期間が決定された者や短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者等以外の者）」、「特別永住者」、

「一時庇護許可者又は仮滞在許可者」、「出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者」について、外国人住民として新たに住民基本台帳法の適用を受けることとなった。したがって、法改正後は、外国人についても住民基本台帳法により住所が認定されているところである。

② 外国人等が出国する場合の課税上の取扱い

<ケース1> 所得を得ていた者が年の途中で出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

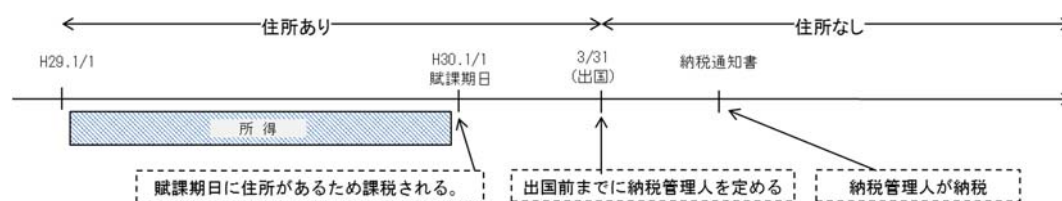
個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税されるため、所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。



<ケース2> 前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

賦課期日（1月1日）後に出国した場合、国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においてもその納税義務は消滅しない。

賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、原則、納税に関する一切の事項を処理させるため納税管理人を定め、当該納税管理人に納付を委任することとなる。



③ 納税管理人制度

納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を

有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている（地方税法第300条第1項）。

ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しないこととされている（同法第300条第2項）。

＜納税管理人の設定の具体例＞

- ・ 納税管理人として、給与支払者であった者、税理士、親族が主に設定されている。国外出国者の場合には、給与支払者であった者と税理士が納税管理人として設定されているケースが多い。
- ・ 外国人が帰国の手続のため市町村の窓口に来訪した際に、納税管理人が設定された事例がある。
- ・ 本来は必要ないが外国人が入国時に給与支払者を納税管理人として設定する申請が行われた事例がある。

（3）企業を退職等した場合の個人住民税の徴収

給与所得者については、原則として特別徴収の方法によって個人住民税を徴収することとされている。その給与所得者が給与の支払を受けなくなった場合は、特別徴収義務者は特別徴収の義務がなくなるものであるが、その場合の残税額については、「普通徴収」、「新しい勤務先における特別徴収の継続」、「残税額の一括徴収」のいずれかの方法により徴収することとなる。

「残税額の一括徴収」は、①納税義務者が6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合及び②当該納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合であって、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならないとされているものである（地方税法第321条の5第2項）。

この制度は、昭和46年度税制改正において、納税義務者が希望する場

合において、一定の条件を満たすときに特別徴収の方法によって徴収する途を開く趣旨で創設されたものであり、当時は、①当該年度の翌年の1月1日から4月30日までの間に退職した場合で、②自治省令で定めるところにより納税義務者自身からの申出があり、かつ、③当該退職者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与または退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、この一括徴収の方法によることとされていたものである。

その後、昭和49年度税制改正において、一括徴収を希望する旨の申出がある当該年度の6月1日以降の退職者についても一括徴収制度の対象とされた。

更に、昭和51年度税制改正において、翌年1月1日以降の退職者については、一括徴収の申出がなく普通徴収に切り替えられる場合においても、普通徴収に係る最後の納期が1月であることから、事実上一括徴収と同様の結果になって必ずしも納税義務者の利益を害するものとは考えられないこと及び徴収事務の合理化等を考慮して、本人の申出に基づくことなく一括徴収することとされ、現行の制度となっている。

(4) 外国人等に対する個人住民税の賦課徴収における課題

賦課期日前に出国する外国人等については、(2)②<ケース1>のとおり、現行制度では、前年中の所得に対しいずれの市町村においても課税されないこととなるという課題がある。これは個人住民税が前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」の仕組みとなっており、所得発生翌年1月1日を賦課期日として設定していることに起因するものである。このため(2)①<ケース1>については、個人住民税の根幹に関わる問題であり、個人住民税の現年課税化等の議論を踏まえて、議論を行う必要がある。

一方、賦課期日以降に出国する外国人等に対しては、現行制度では納税管理人の設定や残税額の一括徴収制度等により対応することとされているが、事業主や納税者によって対応が様々であり、納税義務がありながら徴収が困難となる場合があるとの指摘がある。新たな在留資格が創設され、今後も外国人労働者が増えることが想定されることから、適切な納税が行われるような方策について、制度のあり方を含め検討する必要がある。

2 課題解決に向けた検討

本年度の検討会では、賦課期日以降に出国する外国人等に対する徴収について、納税義務があるにも関わらず、徴収が困難となる事例があるとの指摘を踏まえ、適切な納税が行われるために有効と考えられる方策について、実務的な観点から議論を行った。本報告書は、その議論の内容をとりまとめたものである。

(1) 地方団体における取組例

① 特別徴収義務者への案内

特別徴収税額通知書に「特別徴収のしおり」を同封し、特別徴収義務者に対して、以下の案内を実施している。

- ・ 国外転居等で本人が未徴収税額を納税できないとき
「納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を設定していただきます。」
- ・ 納税義務者が異動したときの手続き等（退職の場合）
「6月～12月：納税義務者から一括徴収の申出があった場合で、未徴収税額を超える給与等が支払われる場合は、一括徴収となります。」
「1月～4月：未徴収税額を超える給与等が支払われる場合は、一括徴収となります。」

② 納税義務者への案内

ホームページ等で広報するとともに、国外へ出国（転出）する場合、転出の手続き時に納税管理人の設定を勧奨している。

③ その他

出国者が「みなし再入国許可による出国」の場合には、再入国の可能性が高いことから、継続して管理・調査を実施する場合がある。

○みなし再入国許可による出国

みなし再入国許可とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするもの。

(入国管理局ホームページ)

(2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策

新たな在留資格の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進する観点から「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）がとりまとめられた。この総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

この総合的対応策の中で、「(7) 社会保険への加入促進等」の項目において、個人住民税の納税に関して以下のような指摘がある。

- ・ 納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。
- ・ 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずる（略）。
- ・ 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック（仮）」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。

(3) 考えられる制度的対応策

① 残税額の一括徴収の義務化

中国都市税務協議会より、「賦課期日以降に退職し出国する外国人等に

については、特別徴収の一括徴収を義務化することを要望する」との要望書が提出されている。

中国都市税務協議会要望「地方税制に関する要望書」（平成 29 年 7 月）

I 制度改正に関する要望

1 個人住民税関係

(6) 出国する外国人等に対する課税及び納付等について

賦課期日以降に出国する外国人等に対しては、納税管理人の申告や予納制度等を活用した納付勧奨を実施しているが、事業主や納税者によって対応が様々なものとなっている。出国後の外国人等については、現実的に納付勧奨は困難であり、出国前に個人住民税を清算するための制度が必要であると考ええる。

については、賦課期日以降に退職し出国する外国人等については、特別徴収の一括徴収を義務化することを要望する。

これは特別徴収の対象となる納税義務者が退職等した場合に、その事由が 6 月から 12 月に生じた場合には、納税義務者から一括徴収を希望する旨の申出により一括徴収している取扱いを、事由発生時期に限らず、原則一括徴収とする案である。

この残税額の一括徴収の義務化については、給与支払者にとっては、支払われる給与等と残税額を比較すれば良く、納税者から一括徴収の申出の確認作業の必要がなくなるとともに、市町村にとっては、特別徴収から普通徴収に切り替える手続が不要となるとともに、残税額の未納の発生を防止できることとなり、徴収対策として有効な手段だと考えられる。一方で、特別徴収義務者の事務負担の増加など以下のような課題があり、引き続き検討が必要である。

<課題>

- ・ 特別徴収義務者において納税義務者が出国するかどうかの情報をあらかじめ得ることは難しいのではないかな。
- ・ どのような者を対象とするか（外国人を対象とするか日本人も含めた制度とするのか、退職後に出国する者を対象とするか退職後に日本に滞在する者も含めた制度とするか）。対象を出国する外国人に限定する場合、租税の平等原則に反しないかな。

- ・ 普通徴収であれば納期が6月、8月、10月、翌年1月であり、普通徴収の納期が到来する前に一括徴収として納入義務を課すことは、納税義務者の理解が得られるか。
- ・ 残税額を一度に負担することになるが、普通徴収であれば徴収猶予が認められる場合であっても一括徴収されることによる生活への影響をどう考えるか。
- ・ 当初課税前（特別徴収税額通知の送達前）に退職等した者に対しては、残税額の一括徴収を義務化しただけでは徴収が難しいのではないか。

② その他の方策

本検討会においては、賦課期日後に出国する外国人等に対する徴収方法として、上記の残税額の一括徴収の義務化のほか、どのような対応策が考えられるか議論を行った。以下、意見があった方策である。

【納税管理人の設定関係】

○ みなし納税管理人

国外に出国する場合、残税額の一括徴収や特別徴収が継続される場合を除き、特別徴収義務者を納税管理人とみなすこととする案である。特別徴収義務者にとって、納税管理人よりも残税額を一括徴収する方が事務負担が少ないのであれば、残税額の一括徴収を行うインセンティブになると考えられる。

○ 入国時の納税管理人の設定の義務化

市町村の実務において、外国人が入国時に特別徴収義務者を納税管理人として設定した事例があったことを踏まえ、外国人が入国する際に、納税管理人の設定を義務付けることとする案である。その際、上記の案のように、特別徴収義務者を納税管理人とみなすこととすることも考えられる。

【その他】

○ 残税額の一括徴収と納税管理人の選択義務化

納税義務者が国外に出国する場合、残税額の一括徴収又は納税管理人の設定のどちらかを選択することとし、その選択結果を給与所得者異動届出書により、特別徴収義務者から市町村に報告することとする案である。

○ 納税積立金

個人住民税は翌年度課税の仕組みのため、所得が発生する年は税負担が生じない。初年度に特別徴収義務者が一定額を納税積立金として徴収しておき、出国後に納付すべき税額に充当することとする案である。

○ 予納制度の活用

賦課期日以降で、かつ当初賦課決定となる6月までに国外に出国する者への対策として、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴収する予納を行うこととするもので、特別徴収義務者は所得税の年末調整等により把握した給与所得金額から簡易な計算で個人住民税の税額相当額を算出し、納付することとする案である。

○ 口座振替の義務化

現行においても、口座振込をしている場合は、納税管理人を定めることを要しないとして市町村の認定を受けている場合がある。外国人については、口座振替を義務化することで、未納を防ぐ案である。

3 今後検討すべき課題

本年度の検討会においては、賦課期日後に出国する外国人に対する徴収方法について、地方団体における取組の状況を把握しつつ、残税額の一括徴収の義務化や納税管理人の設定に向けた対応策等、適切な納税が行われるために有効と考えられる様々な方策について議論を行った。

これらの方策については、どのような者を対象とするか（外国人を対象とするか日本人も含めた制度とするのか、退職後に出国する者を対象とするか退職後に日本に滞在する者も含めた制度とするのか）、特別徴収義務者や地

方団体において納税義務者が出国するかどうかの情報をあらかじめ正確に把握することは難しくどこまでの対応が可能かなど、まだ議論を深めるべき論点がある。

一方で、近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にある中、新たな在留資格の創設を踏まえ、今後も更に在留外国人が増えていくことが想定されることから、国外に出国する外国人等に係る課題への対応の必要性が高まっている。引き続き、特別徴収義務者、地方団体、納税義務者の事務負担に配慮しつつ、具体的な対応方策の検討を進めていくことが必要である。

第3 個人住民税の現年課税化

第3 個人住民税の現年課税化についての検討

1 個人住民税の現年課税化の意義とこれまでの議論

(1) 個人住民税の現年課税化の意義

個人所得課税において、給与等の課税に関しては、所得税（国税）は、所得の発生した年に課税・納税が行われるいわゆる「現年課税」であるのに対し、個人住民税（地方税）は前年の所得を基準として翌年度に課税する「翌年度課税」となっている。

この個人住民税の翌年度課税の仕組みは、課税団体を明確化しつつ、納税義務者や企業、地方団体の事務負担に配慮したものであるが、定年退職等により前年に比べて収入が大きく減少した者にとっては負担感が重くなるなどの課題が指摘されてきたところである。

近年、雇用の流動化や企業における成果主義の賃金導入等により、毎年一定額の賃金上昇を前提とする終身雇用・年功型賃金体系が崩れつつあり、各年の収入・所得は変動が生じやすくなっている。

また、パート・アルバイト・契約社員等の非正規雇用者が増えてきている。これらの非正規雇用は企業の経営状況に左右されやすく、収入・所得が必ずしも安定していない。

さらに、外国人労働者の増加に伴い、賦課期日である1月1日前に帰国する外国人労働者の所得に対して課税できないといった課題が指摘されている。

このような働き方の多様化等を背景として、翌年度課税に係る課題への対応の必要性が高まってきている。また、「官民データ活用推進基本法」（平成28年12月14日法律第103号）が成立し、今後は、あらゆる行政手続を電子的に行うことが原則とされており、税務手続についても一層の電子化を進めていくことが求められている。こうした税務手続の電子化は、個人住民税の現年課税化に係る課題解決にも資するものと考えられる。

なお、本検討会において、「現年課税」とは「ある所得発生年分の税負担について、時間的間隔を置かず、その年分の所得を基に決定すること」という意味で使用することとする。このほか、地方税においては、「地方税の徴

収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させること」を「特別徴収」と定義している（地方税法第1条第1項第9号）ところであるが、個人住民税に現年課税を導入し、源泉徴収を行うことについては、現行の特別徴収と区別するため、「源泉徴収」という用語を用いることとする。ただし、源泉徴収を行う義務を負う者は、特別徴収を行う義務を負う者と同一であることから、引き続き「特別徴収義務者」という用語を用いることとする。

（2）これまでの経緯

個人住民税の現年課税化については、「長期税制のあり方についての答申」（昭和43年7月政府税制調査会）において「住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生の時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。」とされている。

近年においても、政府税制調査会が平成17年6月にまとめた「個人所得課税に関する論点整理」の中で、「個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。」とされている。

なお、平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」においては、「個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。」（第7条第2号ニ（3））とされ、引き続き検討を行うべき課題として位置づけられている。

個人住民税の現年課税化については、これまで関係団体から様々な意見が寄せられている。

東京地方税理士会（神奈川県と山梨県の税理士会）からは、「平成 27 年度税制改正に関する意見書（平成 26 年 3 月）」の中で、「源泉徴収・年末調整を行う必要があることから、給与の支払者の事務負担が増大するという問題や、現年課税への経過年度の取扱いに検討の余地はあるが、将来の現年課税制度導入のための具体的検討を進めることが望ましい。」という意見が寄せられている。また、日本商工会議所からは、「平成 31 年度税制改正に関する意見（平成 30 年 9 月 19 日）」の中で、「個人住民税の現年課税化が検討されているが、事業者に対し、所得税に加え、個人住民税についても、源泉徴収事務や年末調整事務を課すことが必要となる。現状以上の納税事務負担の増加を強いる個人住民税の現年課税化には反対である。」といった意見が、さらに、全国町村会からは、「平成 27 年度政府予算編成及び施策に関する要望（平成 26 年 7 月 3 日）」の中で、「個人住民税の現年課税化については、町村や事業主の事務負担が増加することなどから、慎重に検討すること。」といった意見が寄せられている。

（3）個人住民税の現年課税化に係る論点

上述のとおり、個人住民税の現年課税化については従来から議論されてきている問題であり、本検討会においても、これまで継続的に個人住民税の現年課税化の導入について、議論を行ってきた。

これまでの本検討会において議論されてきた個人住民税の現年課税化に係る課題（所得税方式の場合）は、以下のとおりである。

【特別徴収義務者の事務負担】

① 従業員等の 1 月 1 日現在の住所地の把握

- ・ 現在、住民基本台帳や給与支払報告書の住所情報等を基に市町村が行っている課税団体の確定について、特別徴収義務者が全従業員の 1 月 1 日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要性が生じるが、正確に住所地を把握することは、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
（仮に、現行の「扶養控除等（異動）申告書」に記載された住所情報を活用するとしても、そこに記載された住所地が課税団体となるべき団体が特別徴収義務者において確認することは困難であり、また、新たに 1 月 1 日現在の住所地が記載された申告書の提出を義務付け、住民票等の添付

- を求めることとすると、納税義務者の負担となる。)
- ・ 年の途中で雇用された者（新入社員、アルバイト・パート等）については、1月1日現在の住所地を把握することが必要であるが、どこまで正確に把握することができるのか。
 - ・ 特に、雇用者の出入りが多い業種（小売業、飲食業、サービス業等の短期間のパート・アルバイトが多い職種、短期間のイベントや工事等で大人数を雇う必要がある業種等）にとって、大きな負担となるのではないか。

② 個人住民税の税額の計算・年末調整

- ・ 全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 年末には、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務が生じるが、特別徴収義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に、中小企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところもあることから、これらの事務への対応は可能か。

③ その他

- ・ 所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、現年課税化する場合でも、給与支払報告書の提出は必要であり、この面での特別徴収義務者の事務負担の軽減は難しいのではないか。

【納税義務者の事務負担】

- ・ 現年課税化した場合、課税方式が所得税と同様申告納税方式となると考えられることから、給与所得者においても、所得税の確定申告を行う者（給与所得以外の所得のある者、医療費控除や寄附金税額控除等のある者及び年末調整ができない短期間雇用の従業員等）は、前年1月1日現在の住所地市町村に対して、地方団体で異なる税率や住民税独自の項目を反映させた住民税の確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのでは

ないか。

- ・ 自営業者等についても、同様に前年1月1日現在の住所地市町村に対して、確定申告が必要となり、納税義務者に大きな負担となるのではないか。
- ・ 特に転居した場合、転居前の前年1月1日現在の住所地市町村に対して申告する必要があるが、正しく申告されるか。

【市町村の事務負担】

- ・ 確定申告により、市町村から住民への還付事務が多く発生することとなり、市町村の事務が煩雑となるのではないか。
- ・ 所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市町村において、各種課税資料を名寄せし、所得を計算することは引き続き必要であり、現年課税化する場合でも、市町村の事務（システム経費等を含む）の大幅な削減は難しいのではないか。

【切替年度の税負担】

- ・ 現年課税への切替時に、2年分の課税が発生するため、その税負担をどう考えるか。
- ・ 仮に、2年分の課税を行わない場合、所得の発生時期を調整することが可能な所得（例：有価証券、不動産）について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないか。
- ・ 現年課税導入を迎える年齢により、課税されない所得に差が生じ、世代間の不公平が生じるのではないか。

上記の課題について、IT化の進展やマイナンバー制度の導入等を踏まえ、特別徴収義務者をはじめとする各主体に係る事務負担を軽減することができないか等について、議論が重ねられてきた。昨年度の報告書において議論の方向性や留意点を整理したところである。

本年度においても、更なる論点として、

- ・ 特別徴収義務者における従業員の1月1日現在の住所地把握について、現行では住民基本台帳に記録されていない者でも住所を有すると認められる場合に課す「住登外課税」があるが、現年課税化する場合どのように考えるのか。

- ・ 特別徴収義務者が、税額を市町村へ毎月納付する必要があるが、その税額の算定基礎情報を市町村及び納税義務者へ明示する必要があるのではないか。その場合、特別徴収義務者の事務負担が過大となるのではないか。
 - ・ 個人住民税は、市町村長が減免を行うことができることとされているが、減免がある場合、年末調整時に反映するのか。年末調整時に反映する場合、どのように市町村と特別徴収義務者がその情報を共有するのか。
- 等の議論があった。

2 課題解決に向けた今後の展望

昨年度の個人住民税検討会報告書において「今後の課題」として、「特別徴収義務者に生じると見込まれる現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、例えば、今後、特別徴収義務者がマイナンバー制度を利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、企業のITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このように、現年課税化の実現に向けて、現状を所与のものとして考えるばかりでなく、マイナンバー制度の活用のあり方や企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、今後どのような環境が整備されれば様々な課題の解決につながるのかといった視点から検討を行うことも重要である。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。」と指摘したところである。

この指摘を踏まえ、本年度の検討会では、マイナンバー関連インフラの状況について有識者からのヒアリングを実施するとともに、現年課税化に伴う課題の解決に向けた方策について検討を行った。本報告書は、その内容をとりまとめたものである。

(1) マイナンバーカードの利活用

現在、納税義務者の賦課期日現在の住所地については、市町村が住民基本台帳や給与支払報告書の住所情報等を基に確定している。所得税方式で現

年課税化した場合は、年の当初から源泉徴収が始まるため、特別徴収義務者において、全従業員のその年の1月1日現在の住所地を確認し、課税団体を確定する必要が生じる。また、1月1日現在の住所地の把握から源泉徴収税額の計算、徴収、住所地市町村への納入まで短期間で事務を行う必要がある。仮に、課税団体毎に異なる税率等を反映して源泉徴収税額を計算することとする場合、企業の負担が大きく対応が難しい。

1月1日現在の住所地を正確に把握するためには、全従業員に新たに1月1日現在の住所地が記載された申告書の提出を義務付け、住民票等の添付を求めることが考えられるが、納税義務者及び特別徴収義務者双方に負担となる。

この点、マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地について、従業員に対し、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが可能となり（転居があった場合でも、マイナンバーカードの追記欄により確認可能）、納税義務者及び特別徴収義務者の事務負担の増加を解消できる可能性がある。

こうしたマイナンバーカードの利活用については、例えば、証券会社における口座開設において、マイナンバーカードをかざすことで本人確認を行うサービスが提供されるなど、民間における活用事例が出てきている。

政府においても、自治体ポイントを活用した消費税率引上げ後の消費活性化策としての活用や、マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認が平成32年度から本格運用される予定となっていることなどマイナンバーカードの普及に向けた取組が進められている。

(2) マイナポータルの利活用

マイナンバーカードでログインできる国民向けポータルサイトとして、平成29年11月にマイナポータルの本格運用が開始された。マイナポータルにおいては、行政機関同士がやりとりした履歴の確認や行政機関等が保有する自己情報を確認することができる機能の他に、行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができる機能がある。

最近、この民間送達サービスとの連携を活用して、企業の給与明細をマイナポータルから確認できるサービスが提供されるなど活用事例が生まれてきている。

また、将来的には、例えば、民間企業から電子的に交付される支払情報を民間送達サービス経由でマイナポータルから確認でき、その情報を申告書に反映することで、自動的に申告書が作成できるという申告の簡便化策が検討されている。なお、電子データの情報を申告書に反映する取組は既に国税において一部導入されている。具体的には、国税庁ホームページの申告書作成システムにおいて、電子的に交付された各種証明書等のデータの記載内容を自動的に転記することにより、入力を不要とするものであり、平成30年1月から医療費通知について実現され、対象データの拡大が進められている。

こうした検討の方向性を踏まえ、例えば、納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地が自動転記された扶養控除等申告書をダウンロードして、あるいはマイナポータルと連携した民間送達サービスを利用して特別徴収義務者に提出するといったことも考えられる。これにより、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになると考えられる。

更に、政府においては、企業の負担軽減、行政事務の効率化を図るため、従業員情報の新しい提供方法に関する構想が検討されている。例えば、現在は企業から各行政機関に対し添付書類、調書等が紙で提出されているが、その提出に代えて企業がクラウド上に情報をアップロードし、その情報を行政機関側がデータ照会するという仕組みである。これにより、企業は、各種書類の提出が不要となり、行政機関側からの照会への対応も効率化されるというメリットが期待される。

こうした仕組みを活用し、現年課税化において課題となる企業における源泉徴収及び年末調整における税額計算についても、企業側と市町村側で必要な情報をシステム上共有することで効率化が考えられるのではないかとこの意見があった。

(3) 企業におけるIT化の更なる進展

個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、源泉徴収及

び年末調整における税額計算に係る事務負担への影響が重要である。特に、税率や非課税限度額等が地方団体によって異なること、各種控除等において個人住民税独自の計算があることから、税額計算において企業の事務負担が大幅に増える可能性がある。

この点について、税額計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。

企業におけるIT化の状況については、昨年度の検討会において議論を行い、現状においては、給与計算ソフト等を利用せずに、Excelなどの表計算ソフトや紙で計算している企業が中小零細企業を中心に一定程度あることを確認した。これらの特別徴収義務者にとっては、個人住民税の税額を計算するのは、事務負担の増加が見込まれ、対応が困難な場合があると考えられる。

一方で、近年、システム運用負担の軽減や安価なシステム構築を目的として、クラウドの導入が進んでおり、給与計算ソフトについても、安価で手軽に利用できるサービスが提供されてきている。こうしたソフトが広く普及し、多くの中小零細企業がITを利用して源泉徴収税額の計算や年末調整を行うことができる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、個人住民税の税額計算ができるようになると考えられる。

なお、その場合でも、パソコンやスマートフォンが使えない特別徴収義務者や納税義務者が一定割合残ることも想定されるため、地方団体等において相談窓口を開設するなど、必要なサポート体制を整える必要があると考えられる。

(4) まとめ

これまで述べてきたように、マイナンバーカードの普及やマイナポータル機能の機能拡充が進むことで、特別徴収義務者や納税義務者の事務負担といった現年課税化に係る課題の解決が期待できる面があると考えられる。

一方で、これまで述べてきたような事務負担を軽減する方策が実用化されたとしても、特に中小零細企業は、給与事務作業のシステム化への対応に

限界があること、企業における人手不足が深刻化しており、新たな納税事務負担を担う余地はないことなどの指摘があった。

また、企業側で源泉徴収や年末調整時の税額計算を行い、更に市町村においても納税義務者の副業収入や金融所得、ふるさと納税による寄附金などの情報を名寄せした上で、税額確定のため税額を再計算することになれば、企業と市町村において二重に事務が発生し、社会全体のコストが大きくなり、非効率ではないかとの指摘があった。

更に、副業やシェアリングエコノミーなどの普及により働き方が多様化してきており、納税義務者にとって確定申告は身近なものになりつつあること、将来的に簡便な方法による申告が検討されていることを踏まえると、納税義務者の申告を前提に制度を考えることもできるのではないかとの指摘があった。

現年課税化の実現に向けて、引き続き、マイナンバー制度の利活用や企業におけるIT化の更なる進展等を踏まえた課題解決に向けた方策を検討しつつ、電子化等により解決できない課題について丁寧に検討していくことが必要である。

3 今後の課題

本年度の検討会では、マイナンバー制度の利活用のあり方や企業におけるIT化の進展等を展望し、現年課税化に伴う課題の解決に向けた方策について議論を行った。

これまでも本検討会においては、所得税方式を念頭に、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの課題を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後も、引き続き議論を深めていくことが必要である。その際には、これまで述べてきた様々な課題について留意しながら、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点を踏まえ、十分に検討していくことが必要である。

特別徴収義務者に生じると見込まれる現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、本年度の本検討会において検討したマイナンバーカードやマイ

ナポータルの利活用や企業におけるIT化の更なる進展により現年課税に係る事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

また、「第2 グローバル社会における個人住民税のあり方」で述べたように、近年、我が国に在留する外国人は増加傾向にある中、新たな在留資格の創設を踏まえ、今後も更に在留外国人が増えていくことが想定され、国外に出国する外国人等に係る課題への対応の必要性が高まっている。この課題は個人住民税が「翌年度課税」の仕組みとなっていることによるところが大きい。現年課税化はこれまで述べてきたように多くの課題があるものの、出国する外国人等に対する納税環境の整備と並行して検討すべきである。検討に際しては、これまでの所得税方式だけでなく、特別徴収義務者の事務負担への影響が比較的小さいと考えられる市町村精算方式の可能性についても議論を深める必要がある。

(参考) 第1

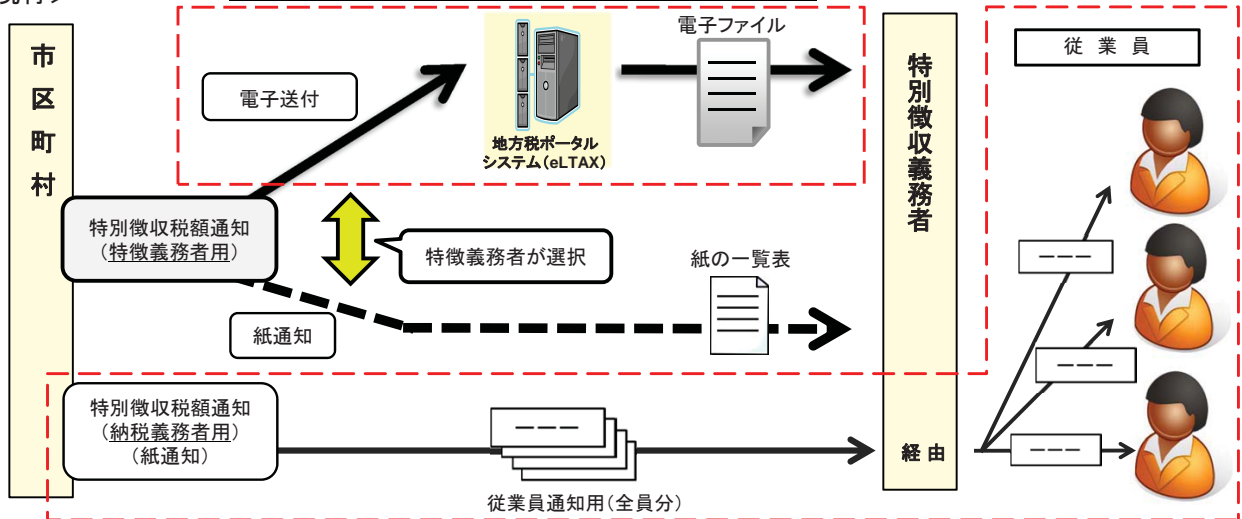
特別徴収税額通知
(納税義務者用)の電子化
に関する資料

特別徴収税額通知の電子化

個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

<現行>

平成28年度課税分の個人住民税から電子化が可能



電子交付を行うことができるよう検討し、できるだけ早期に結論を得る

「規制改革実施計画(平成29年6月9日 閣議決定)(抄)」

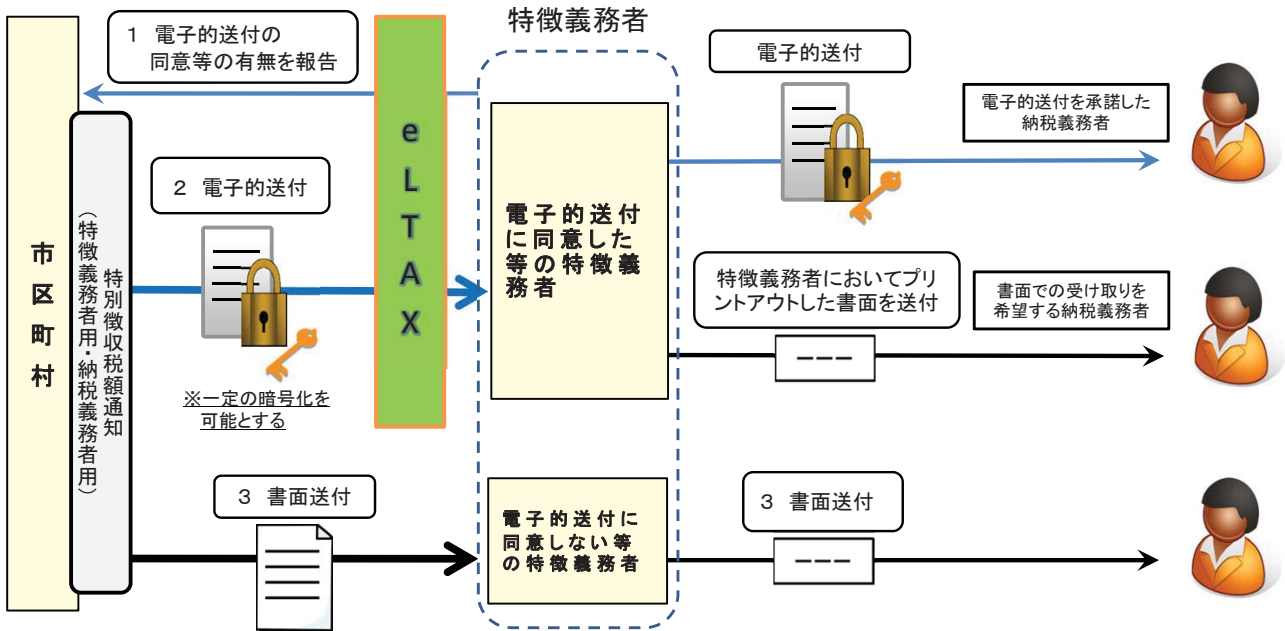
Ⅱ 分野別実施事項 - 5. 投資等分野 - (2) 個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。 b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。	a:平成29年度以降継続的に実施 b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置	総務省

特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を行う場合のイメージ(案)

1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告(特徴義務者単位)
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付(通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討)
3. 同意がない等の場合は、従来どおり、市区町村から特徴義務者を經由して納税義務者に書面で送付



平成29年度個人住民税検討会における委員からの主な意見等

意見	具体的な内容
①電子と書面の混在	<ul style="list-style-type: none"> 電子及び書面による通知の混在を防ぎ特別徴収義務者及び市区町村双方の事務負担を軽減するため、給与支払報告書を電子提出した特別徴収義務者に対しては、原則として電子による特別徴収税額通知とすることについて検討の余地があるのではないか。 従業員のICT環境によっては、書面による通知の希望に対応する必要があるのではないか。
②電子署名の付与	<ul style="list-style-type: none"> 短期間で大量に処理する必要がある市区町村において、通知への電子署名付与の短時間化が課題となるのではないか。 電子署名を付与するためのICカード、端末等を、必要に応じて複数用意し、並行処理を行うことにより短時間での処理が可能になるのではないか。
③従業員と通知を紐付ける情報	<ul style="list-style-type: none"> 通知を従業員に配布するために仕分ける作業があるが、通知の電子データと従業員を紐付ける情報が必要となるが、文字情報については文字化け等の可能性があることなどを考慮しつつ、文字以外の情報を活用して、効率的かつ的確に紐付けを行う必要があるのではないか。
④従業員の所得情報の秘匿	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収義務者が電子により受領した通知をプリントアウトして従業員に配布するケースでは、特別徴収義務者が通知の内容を確認できる懸念があるのではないか。 給与所得以外の所得については、確定申告の際に当該所得分を普通徴収することも選択できることから、個人の対応により、通知に記載される所得を特別徴収義務者が既知の部分に限定することも可能ではないか。
⑤特別徴収義務者用通知の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 既に電子化が可能となっている特別徴収義務者用通知についても、給与支払報告書を電子的に提出し、電子により特別徴収義務者用通知の受領を希望する特別徴収義務者に対しては、市区町村間で電子と書面の通知が混在することがないように、納税義務者用通知の全市区町村における導入に併せて、全市区町村の電子化対応を検討すべき。

特別徴収税額通知の電子化の現状①

特別徴収税額通知の電子化について、

- ・ 特別徴収義務者用については、既に電子的送付が可能であることから、地方団体に対し、通知を発出し、その導入を促進しているが、導入団体は、658団体(約38%)にとどまっているところ。
- ・ 納税義務者用については、平成30年度税制改正大綱において、「電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。」とされたところ。

○平成30年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について

(平成30年1月23日、自治税務局企画課、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課)

第二 その他

- (3) 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

○平成30年度税制改正大綱

(平成29年12月14日、自由民主党・公明党)

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

6 円滑・適正な納税のための環境整備

(1) 税務手続の電子化等の推進

- (前略) 給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。

特別徴収税額通知の電子化の現状②

規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)においても、特別徴収税額通知の電子化の推進について記載あり。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
44	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)に掲げた住民税の特別徴収税額通知の電子化等の推進のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>a <u>住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。</u></p> <p>b <u>住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないよう留意する。</u></p>	<p>a: 平成30年度上期措置</p> <p>b: 平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

1. Society 5.0を本格的に実現する税制措置の整備

(2) 税務分野におけるデジタル・ガバメントのさらなる推進等

平成30年度税制改正では、円滑・適正な納税のための環境整備として、大法人について法人税等の電子申告が義務化されるとともに、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう環境整備が進められた。また、地方税の電子納税についても全地方公共団体が共同で収納を行う仕組みが整備されることとなった。これらの取り組みについて、税務手続の電子化によるデジタル・ガバメントの推進の第一歩として評価できる。

他方、「骨太の方針2018」にも「社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する」とあるとおり、企業の事務負担軽減の観点も踏まえつつ、労働生産性を向上させるという観点から、税務手続の電子化について不断の見直しを行っていくことが極めて重要となる。

(中略)

あわせて、税務手続の電子化に関連し、とりわけ、早期に取り組みを進めるべき項目は以下のとおりである。

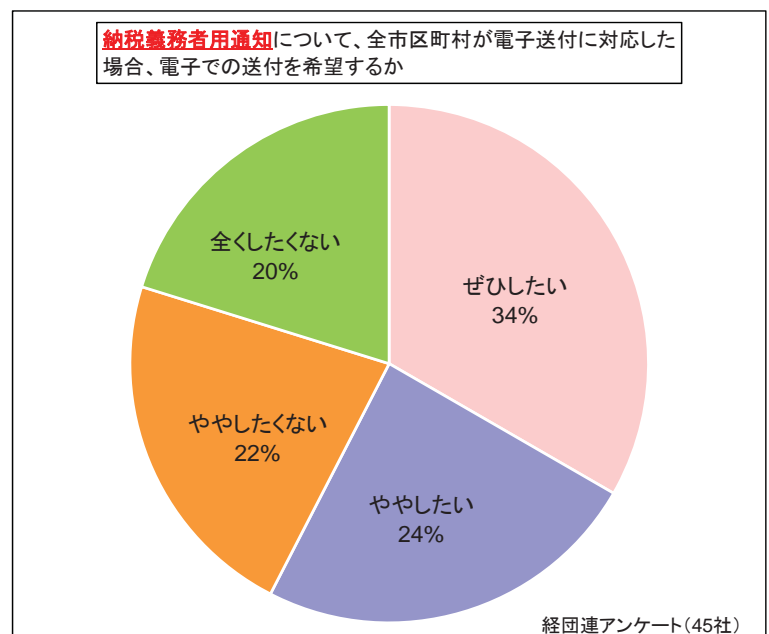
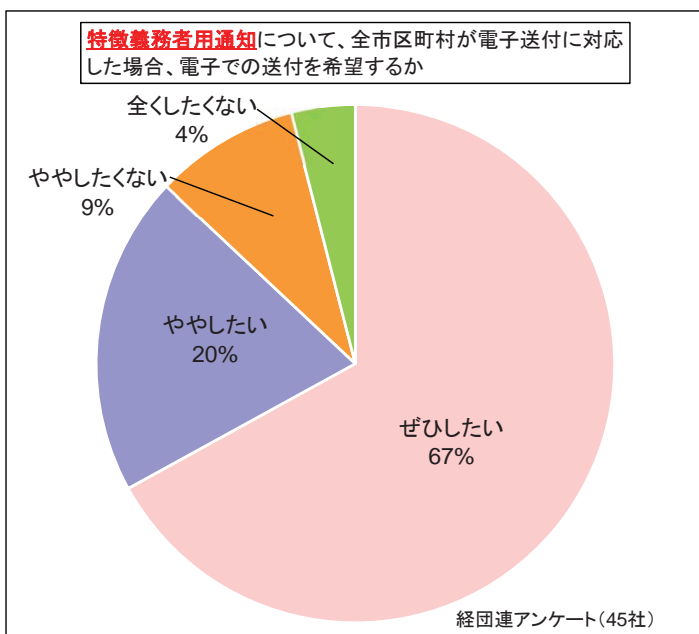
- ・連結納税に係る各種手続の緩和
(例:連結子法人に係る異動届出書の連結親法人所轄税務署への一括送信)
- ・固定資産税の納税通知書・課税明細書等の書式統一・電子化
- ・事業者の実務負担に配慮した個人住民税特徴税額通知(納税義務者用)の電子化

(後略)

特徴税額通知の電子化の利用見込みについて

企業(経団連を經由)に対して、全市区町村が特別徴収税額通知の電子送付に対応できることとなった場合、電子の送付を希望するかどうかアンケートを実施。

- **特徴義務者用通知**については、約9割の企業で電子利用が見込まれる
- **納税義務者用通知**については、約6割の企業で電子利用が見込まれる



個人情報秘匿措置の要請①

表面

平成 年度 給与所得に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外 の合計所得 所得区分	所得金額	課税標準	総所得① 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 介護保険料 生命保険料 地震保険料	配偶者 扶養親族 扶養 基礎控除 基礎控除 所得控除合計	控除額	控除後の所得	課税標準

市町村税	税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦	道府県民税	税額控除額⑧ 所得割額⑨ 均等割額⑩
特別徴収税額	控除不足額⑪ 既充当額⑫ 既納付額⑬	納付額	納付額
変更前税額⑭ 増減額⑮(⑬-⑭)	変更月	月	月

受給者番号	氏名	指定番号
住所	氏名	氏名

平成 年 月 日

市町村長 氏 名 印

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納付済先												

裏面

①税額の計算方法
 総所得金額①-所得控除合計②=課税所得金額③
 課税所得金額③×税率=特別徴収前所得割額④
 特別徴収前所得割額④-税額控除額⑤=所得割額⑥
 所得割額⑥+均等割額⑦=特別徴収税額⑧
 特別徴収税額⑧-控除不足額⑪=特別納付額⑫

②11 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、控除不足額、配偶者控除、配当控除又は株式譲渡所得割額の控除額の合計額を記載しています。
 3 「控除不足額⑪」は特別納付額より控除することができない配当控除又は株式譲渡所得割額の控除額の額のことです。

③税率
 ・市町村民税 円 道府県民税 円
 ・所得割 (総合課税) % 道府県民税 %

④所得控除
 1 医療費を除く一般所得控除の合計額(10%)又は(1)及び(2)の合計額(20%)のうちいずれか大きい方の金額
 2 障害者控除(障害者1人10万円)と配偶者控除(配偶者のいるいすいすい控除)の合計額(20万円)
 3 扶養親族控除(扶養親族1人5万円)(控除額6万円以内)

⑤税額控除
 1 山林所得控除
 2 分離短期譲渡所得控除
 3 分離長期譲渡所得控除
 4 株式等の譲渡所得控除
 5 上場株式等の配当等所得控除
 6 先物取引所得控除

⑥所得割額
 1 課税所得金額③×税率
 2 山林所得控除⑤-1
 3 分離短期譲渡所得控除⑤-2
 4 分離長期譲渡所得控除⑤-3
 5 株式等の譲渡所得控除⑤-4
 6 上場株式等の配当等所得控除⑤-5
 7 先物取引所得控除⑤-6

⑦均等割額
 1 課税所得金額③×均等割率
 2 山林所得控除⑤-1
 3 分離短期譲渡所得控除⑤-2
 4 分離長期譲渡所得控除⑤-3
 5 株式等の譲渡所得控除⑤-4
 6 上場株式等の配当等所得控除⑤-5
 7 先物取引所得控除⑤-6

⑧特別徴収税額
 1 所得割額⑥+均等割額⑦
 2 山林所得控除⑤-1
 3 分離短期譲渡所得控除⑤-2
 4 分離長期譲渡所得控除⑤-3
 5 株式等の譲渡所得控除⑤-4
 6 上場株式等の配当等所得控除⑤-5
 7 先物取引所得控除⑤-6

⑨所得割額
 1 課税所得金額③×税率
 2 山林所得控除⑤-1
 3 分離短期譲渡所得控除⑤-2
 4 分離長期譲渡所得控除⑤-3
 5 株式等の譲渡所得控除⑤-4
 6 上場株式等の配当等所得控除⑤-5
 7 先物取引所得控除⑤-6

⑩均等割額
 1 課税所得金額③×均等割率
 2 山林所得控除⑤-1
 3 分離短期譲渡所得控除⑤-2
 4 分離長期譲渡所得控除⑤-3
 5 株式等の譲渡所得控除⑤-4
 6 上場株式等の配当等所得控除⑤-5
 7 先物取引所得控除⑤-6

⑪控除不足額
 1 特別徴収税額⑧-特別納付額⑫
 2 山林所得控除⑤-1
 3 分離短期譲渡所得控除⑤-2
 4 分離長期譲渡所得控除⑤-3
 5 株式等の譲渡所得控除⑤-4
 6 上場株式等の配当等所得控除⑤-5
 7 先物取引所得控除⑤-6

⑫特別納付額
 1 特別徴収税額⑧-控除不足額⑪
 2 山林所得控除⑤-1
 3 分離短期譲渡所得控除⑤-2
 4 分離長期譲渡所得控除⑤-3
 5 株式等の譲渡所得控除⑤-4
 6 上場株式等の配当等所得控除⑤-5
 7 先物取引所得控除⑤-6

個人情報秘匿措置の要請②

行政評価局によるあっせん(H28.10.14)

行政相談の要旨

事業主を経由して従業員に交付される納税義務者用の特別徴収税額決定通知書には主たる給与所得以外の所得情報(不動産所得、利子・配当所得、一時所得等)や控除情報(障害者、寡婦等)が含まれている。それら他人には知られたくない情報については、プライバシーの保護の観点から秘匿するための何らかの措置を講じてほしい。

あっせん内容

総務省自治税務局は、市町村における納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置の検討に資するよう、市町村における秘匿措置の実施状況を把握し、その情報を地方公共団体に提供する必要がある。

自治税務局意見

1 現行制度における対応方針について

地方税法上は納税義務者用の税額通知書について、「特別徴収義務者を経由して通知する」と規定していることから、特別徴収義務者(事業主)が税額通知書を納税義務者(従業員)に渡す際に、宛名等の内容を確認することは地方税法上想定されている。

一方で市町村によっては、納税義務者用の税額通知書について目隠しをする等の秘匿措置を講じているケースはあるが、それぞれの市町村の判断で実施しているものである。

2 国から地方公共団体に對して税額通知書に秘匿措置を求めることについて

1のとおり、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者が納税義務者用の税額通知書を取り扱うこととなっており、地方公共団体に秘匿措置を求めることは現時点では考えていない。

3 税額通知書への秘匿措置の必要性について

1のとおり、地方税法の規定によって、主たる給与所得以外の所得情報や控除情報等の情報を事業主が知ることはやむを得ないと考えているが、税額通知書に秘匿措置を講ずる市町村もあることから、市町村の実態等を調査し、秘匿措置にかかる費用等について、まずは把握に努めたいと考えている。

個人情報秘匿措置の要請③

秘匿措置の実施状況(H29.1.6)

1. 秘匿措置の実施状況

(単位：団体)

実施（予定）あり			実施予定なし	合計
平成28年度までに実施	平成29年度以降に実施を予定	小計		
545	379	924	817	1,741

※参考：人口規模別実施状況

(単位：団体)

		1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	合計
実施 (予定) あり	平成28年度までに実施	66	218	119	103	39	545
	平成29年度以降に実施を予定	76	140	78	54	31	379
	小計	142	358	197	157	70	924
実施予定なし		366	330	65	42	14	817
合計		508	688	262	199	84	1,741

2. 秘匿措置の方法（平成29年度以降に秘匿措置の実施を予定している団体を含む）

(単位：団体)

圧着式	シール貼付	その他	未定	合計
734	77	12	101	924

3. 秘匿措置の作業を行う者（平成29年度以降に秘匿措置の実施を予定している団体を含む）

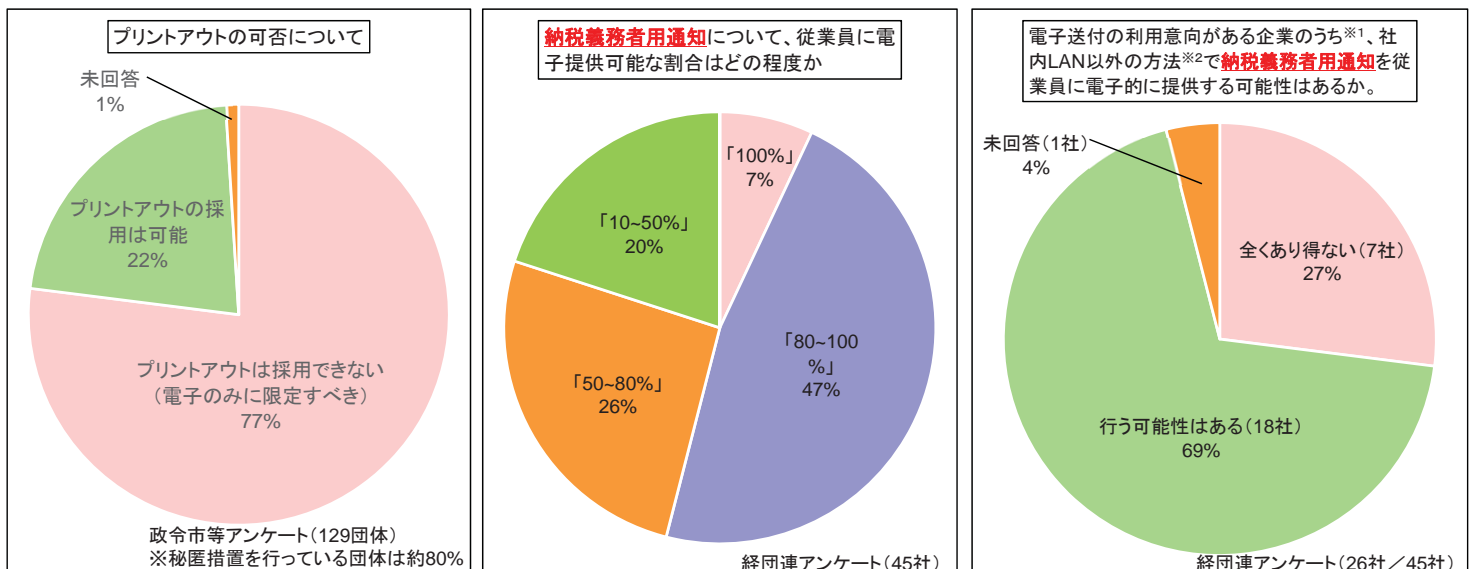
(単位：団体)

外部委託	職員	未定	合計
626	195	103	924

秘匿措置の必要性と企業の対応の可否について

その他、指定都市及び企業（経団連経由）に特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付を行うこととなった際の問題点についてもアンケートを実施。

- 秘匿措置を行っている団体（8割）の大半が、秘匿措置のとれないプリントアウトは採用できないと回答
- 電子送付の利用意向がある企業（6割）のうちで、約7割の企業において、社内LAN等以外の方法での従業員への電子送付の可能性に言及



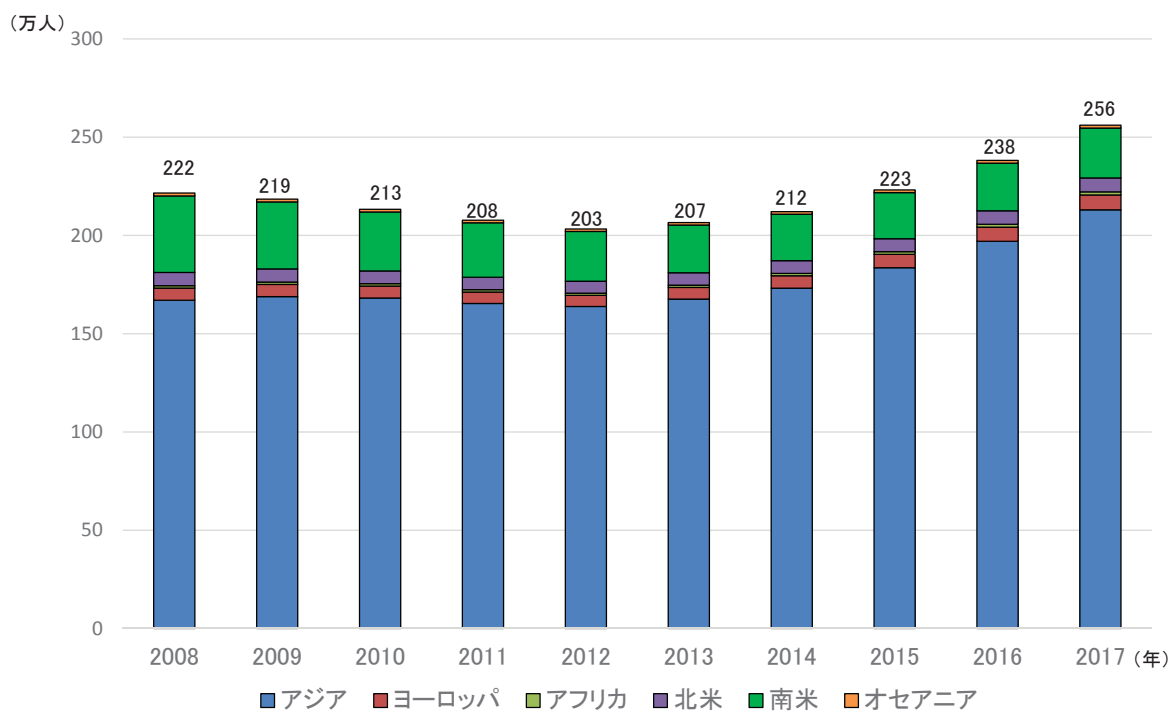
(参考) 第2

グローバル社会における
個人住民税のあり方
に関する資料

グローバル社会における 個人住民税のあり方

在留外国人数の推移

○ 在留外国人については、ここ10年で増加傾向が見られ、2017年末では256万人となっており、過去最高の水準となっている。



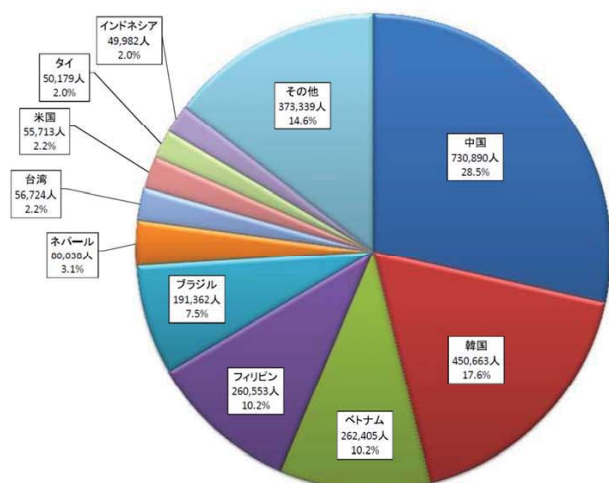
※ 法務省「在留外国人統計」(旧・登録外国人統計)より作成
 ※ 各年12月末現在の統計

国籍・地域別、都道府県別在留外国人数

- アジア圏からの在留外国人が多く、中国・韓国・ベトナム・フィリピンで全体の7割近くを占めている。
- 在留外国人数が最も多いのは東京都の約54万人で全国の21.0%を占め、以下、愛知県、大阪府、神奈川県、埼玉県と続いている。

国籍・地域別の在留外国人の構成比

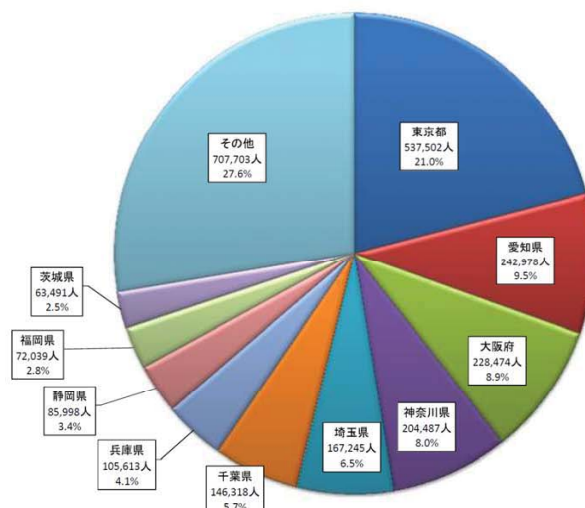
(2017年末)



※ 法務省「在留外国人統計」より作成

都道府県別の在留外国人の構成比

(2017年末)



近年の在留外国人を巡る議論①

経済財政運営と改革の基本方針2018

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

未来投資戦略2018

第2 具体的施策

Ⅱ. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備 2-3. 外国人材の活躍推進 (2) 政策課題と施策の目標

第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争が激化する中、海外から高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れを図ることが重要である。特に、高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

また、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

これらの取組に併せて、自国外での就労・起業を目指す外国人材にとって我が国の生活・就労環境や入国・在留管理制度等が魅力的となるよう、政府横断的に外国人の受入れ環境の整備を進めていく。

近年の在留外国人を巡る議論②

法務省「外国人の受入れ・共生のための総合的対応策検討会(第1回)」より抜粋

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(検討の方向性) 概要

資料2-1

平成30年7月24日 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

- 我が国に在留する外国人は近年増加(約256万人)、国内で働く外国人も急増(約128万人)。
 - 中小企業等の人手不足の深刻化を踏まえ、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とする新たな在留資格を創設。
- ⇒ 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備が必要
検討の方向性について中間的に整理。今後、年内の取りまとめに向けて、関係者からの意見を聞きながら、取組の拡充・具体化を検討。

多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
- (2) 啓発活動等の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

- ① 日本語教育の充実等
 - 外国人に学習機会が行き渡ることを目指した全国各地の取組の支援
 - 日本語教室の空白地域の解消、ICT教材の開発・提供
 - 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備
 - 日本語教育機関の教育の質に関する評価等の枠組みの検討
- ② 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
 - 生活・就労に関する情報提供・相談を行う一元窓口の設置の検討
 - 「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成
 - 民間事業者(医療・住宅・銀行等)が提供する商品・サービス等の多言語対応の支援、消費者トラブルの相談体制の充実

(2) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 地域における多文化共生の取組の促進・支援
 - 多文化共生や教育・災害対応等の分野における外国人の活躍の促進
 - 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- ② 医療・保健・福祉サービスの提供
 - 外国人を受入れ可能な基幹的医療機関の体制整備と地域における掘野拡大
- ③ 公営住宅・民間賃貸住宅等への入居支援
- ④ 防災対策等の充実
 - 「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成
- ⑤ 防災・交通安全対策の充実

(3) 子供の教育の充実

- ① 外国人児童生徒の教育の充実
 - 日本語指導に必要な教員数等の着実な改善、教員等の資質能力の向上
 - 地方公共団体の体制整備支援(支援員やICT活用等)、高校生等のキャリア教育
- ② 就学の促進

(4) 労働環境の改善、社会保険の加入促進等

- ① 適正な労働条件と雇用管理の確保・労働安全衛生の確保
 - 労働基準監督署による労働関係法令遵守の周知、法令違反への厳正な対処

- ハローワークによる適正な雇用管理のための事業主に対する相談・指導
- ② 雇用の安定
 - 多言語による相談体制の整備、日本語能力に配慮した職業訓練の実施
- ③ 社会保険の加入促進等
 - 関係行政機関の連携等による加入促進、医療保険の不適切使用の防止

外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組

- ① 受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具体化
 - 生活ガイドランス、住宅確保、日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みの創設、業界の実態に応じた取組の実施(受入企業等に対する巡回指導等)
- ② 保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除
- ③ 新たな外国人材の円滑な受入れの促進
 - 技能水準を評価・確認する試験制度の整備、送出国における試験の適正実施
 - 外国人材の学習支援と受験の促進(テキストの作成・翻訳、教育プログラム策定等)
- ④ 在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報

(2) 海外における日本語教育の充実

- 生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂
- 日本語教育を効果的に行えるカリキュラムと教材の開発
- 日本語教育の専門家派遣の拡大等による現地教師の育成・拡大
- 各国の教育機関の活動支援の拡充(日本語教師の給与助成など)

新たな在留管理体制の構築

- きめ細かく、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を充実・強化

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等が外国人を代行できる在留資格手続のオンライン申請の開始
- 申請手続の更なる負担軽減を図るための制度の在り方の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚労省の情報共有による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 地方入国管理官署と警察等関係機関との協力関係の強化

出入国管理及び難民認定法 及び 法務省設置法 の一部を改正する法律の概要について

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項	中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築															
2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項	① 特定技能外国人を受け入れる分野 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野） ② 人材が不足している地域の状況に配慮 大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める ③ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載															
3 求められる人材に関する事項	(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定技能1号</th> <th>特定技能2号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技能水準</td> <td>相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)</td> <td>熟練した技能(※)</td> </tr> <tr> <td>日本語能力水準</td> <td>ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>在留期間</td> <td>通算で5年を上限</td> <td>在留期間の更新が必要</td> </tr> <tr> <td>家族の帯同</td> <td>基本的に不可</td> <td>可能</td> </tr> </tbody> </table>		特定技能1号	特定技能2号	技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)	日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-	在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要	家族の帯同	基本的に不可	可能
	特定技能1号	特定技能2号														
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)														
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-														
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要														
家族の帯同	基本的に不可	可能														
4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項	① 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底 ② 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介入防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる ③ 人手不足状況の変化等への対応 ○ 分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたとき認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討 ○ 向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用 ④ 治安上の問題が生じた場合の対応 特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる															
5 制度の運用に関する重要事項	① 1号特定技能外国人に対する支援 生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施 ② 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記 ③ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し															

分野別運用方針について(14分野)

分野	1 人手不足状況		2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
	受入者見込み数(5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	在留期間		
介護	60,000人	介護技術評価試験(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等 上級に相当する 外国語(日本語試験 級別等)	日本語能力判定 日本語(2級)等	・身体介護等(利用者の身の代り)に介護、食事、排せつ等の介助等のほか、これに付随する支援業務(介護エージェンシーの実施、福祉研修の補助等)(注)介護士・ヘルパーは対象外 【試験区分】	直接
ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング等 特定技能試験(新設)	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・建築物内務の清掃 ・清掃 ・ビルメンテナンス ・ビルクリーニング(清掃業務)等 【試験区分】	直接
素材産業	21,900人	製造分野特定技能 1号(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・金属加工 ・溶接 ・木工 ・塗装 ・機械加工 ・電気機械組立 ・電子機械組立 ・樹脂加工 ・ガラス加工 ・繊維加工 ・皮革加工 ・木工 ・塗装 ・機械加工 ・電気機械組立 ・電子機械組立 ・樹脂加工 ・ガラス加工 ・繊維加工 ・皮革加工 【試験区分】	直接
産業機械製造業	5,250人	製造分野特定技能 1号(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・溶接 ・塗装 ・機械加工 ・電気機械組立 ・電子機械組立 ・樹脂加工 ・ガラス加工 ・繊維加工 ・皮革加工 【試験区分】	直接
電気・電子情報関連産業	4,700人	製造分野特定技能 1号(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・電気機械組立 ・電子機械組立 ・樹脂加工 ・ガラス加工 ・繊維加工 ・皮革加工 【試験区分】	直接
建設	40,000人	建設分野特定技能 1号(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・土木 ・建築 ・電気 ・コンクリート圧送 ・トンネル掘削 ・建設機械施工 ・建設機械施工 ・建設機械施工 【試験区分】	直接
造船・船舶工業	13,000人	造船・船舶工業 特定技能試験(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・造船 ・船舶工業 【試験区分】	直接
航空	2,200人	航空分野特定技能 1号(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・航空機整備 ・航空機整備 ・航空機整備 【試験区分】	直接
宿泊	22,000人	宿泊分野特定技能 1号(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・フロント、企画、広報、接客、レストラン・バーなどの受付サービスの提供 【試験区分】	直接
農業	38,500人	農業分野特定技能 1号(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・農作業 ・農作業 ・農作業 【試験区分】	直接
漁業	9,000人	漁業分野特定技能 1号(新設)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・漁業 ・漁業 ・漁業 【試験区分】	直接
食料品製造	34,000人	食料品製造分野 特定技能試験(新設)	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・食料品製造 ・食料品製造 ・食料品製造 【試験区分】	直接
外食業	53,000人	外食業分野 特定技能試験(新設)	日本語能力判定 日本語(2級)等	日本語能力判定 日本語(2級)等	・外食業 ・外食業 ・外食業 【試験区分】	直接

(注) 2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検付状況について記載したものである
 (注2) 2019年4月1日から制度の運用を開始予定

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(抜粋)①

2 生活者としての外国人に対する支援

(7) 社会保険への加入促進等

【現状認識・課題】

外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティネットであるが、外国人を雇用している事業所の中には、外国人について社会保険への加入手続を行っていないものが一定程度存在していることから、関係機関が連携してその加入促進を進めていく必要がある。

他方、在留外国人による医療保険の利用については、不適切な利用がなされているケースが存在するとの指摘もあることから、その適正な利用の確保に向けた取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

- 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。〔法務省(国税庁、総務省)〕《施策番号93》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(抜粋)②

【具体的施策】

- 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号94》

- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号95》

個人住民税所得割の納税義務者について

○ 個人住民税所得割の納税義務者は、賦課期日(1月1日)において、「市町村内に住所を有する個人」とされている。(地方税法294①)

→ 納税義務は国籍に関わらず住所の有無によって決定される。

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条 市町村民税は、第一号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第三号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第二号及び第四号の者に対しては均等割額によって、第五号の者に対しては法人税割額によって課する。

一 市町村内に住所を有する個人

二～五 (略)

2～9 (略)

○ 「市町村内に住所を有する個人」とは、住民基本台帳法の適用者については、住民基本台帳に記録されている者とされている。(地方税法294②)

→ 住民基本台帳法によって住所を認定

○ 地方税法(抄)

第二百九十四条

2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者については、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者をいう。

3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならない。

4～9 (略)

外国人への住民基本台帳制度の適用について

○ 平成24年7月施行の住基法により、日本国籍を有しない者のうち、以下の①～④が外国人住民として新たに住民基本台帳法の適用を受けることとなった。

① 中長期在留者(三月を超える在留資格により在留する者)

※ただし、以下の者は除く。

- ・短期滞在の在留資格が決定された者
- ・外交又は公用の在留資格が決定された者
- ・これらに準ずる者として法務省令で定めるもの

② 特別永住者(在日韓国・朝鮮人及び在日台湾人並びにその子孫)

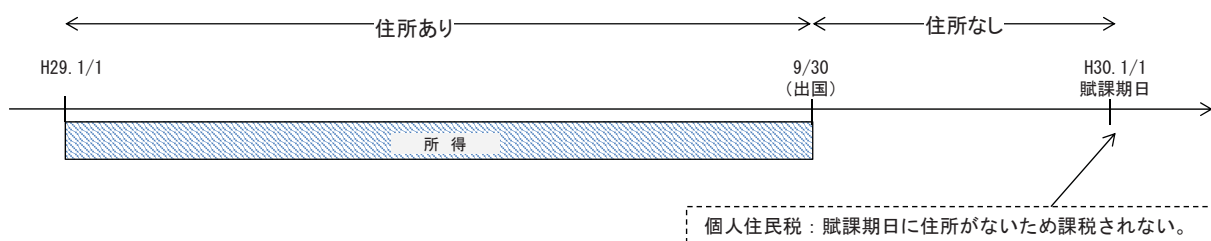
③ 一時庇護許可者又は仮滞在許可者

④ 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い①

【ケース1】 所得を得ていた者が年の途中に出国し、翌年の1月1日に住所を有しない場合

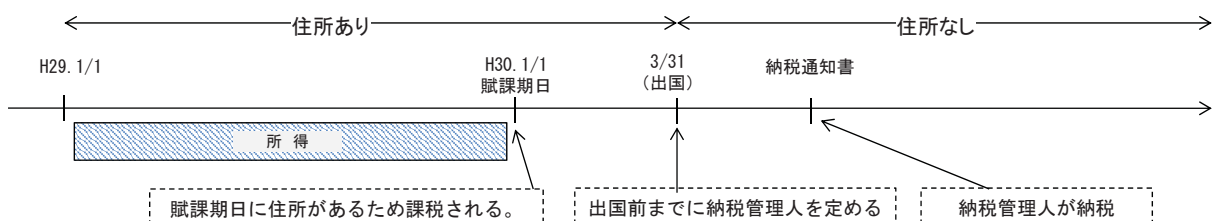
- 個人住民税は、前年の所得に対して賦課期日である翌年の1月1日に住所のある者に対して課税されるため、所得を得ていてもその翌年の1月1日に国内に住所がない場合は課税されない。



個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い②

【ケース2】 前年中に所得を得ていた者が、賦課期日後に出国した場合

- 国籍に関わらず、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においても、その納税義務は消滅しない。
 - 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。



個人住民税における納税管理人制度

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住居等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

<具体的な事例> (市町村からの聞き取り)

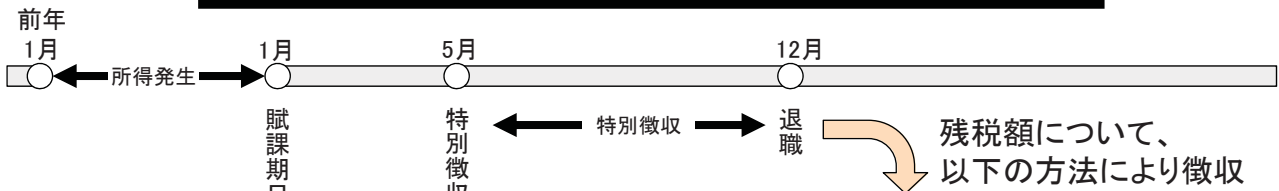
- ① 納税管理人を定めている場合の管理人の具体例
 - ・ 納税義務者の親族、知人
 - ・ 司法書士、弁護士、会計士、税理士、不動産管理会社 など
- ② 納税管理人を定めることを要しないとして認定を受けた場合の具体例
 - ・ 口座振替している場合
 - ・ 出国前に全額納付する場合
 - ・ 特別徴収が継続される場合 など

○ 地方税法(抄)
(市町村民税の納税管理人)

第三百条 市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住居、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住居、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

企業を退職等した場合の給与からの特別徴収の事務の流れ



<普通徴収の場合>

納税通知書 ← 普通徴収 →

<新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合>

特別徴収継続の申出 → 特別徴収税額通知 ← 特別徴収 →

<残税額を一括徴収する場合>

一括徴収希望 ★一括徴収

○ 給与と所得者異動届出書(退職後に給与支払者が市町村に提出)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		市町村長 印	
市町村長宛 平成 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者) 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	住所(勤務先) 又は所在地 氏名又は名称 個人番号 又は法人番号	特別徴収義務者 氏名 個人番号 又は法人番号
給与所得者 氏名	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額	除税社会保険料額
1. 退職	1. 特別徴収継続	2. 一括徴収	2. 普通徴収
2. 転勤	2. 一括徴収	3. 普通徴収	3. 普通徴収
3. 休職	3. 普通徴収	4. 一括徴収	4. 普通徴収
4. 長期欠勤	4. 普通徴収	5. 一括徴収	5. 普通徴収
5. 定年	5. 普通徴収	6. 一括徴収	6. 普通徴収
6. その他	6. 普通徴収		
給与の支払を受けなくなった後の月別額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。			
一括徴収の理由	徴収予定		市町村長 印
1. 異動が平成 年12月31日まで、申請があったため(月 日申請)	徴収予定日	徴収予定額	市町村長 印
2. 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	徴収予定日	徴収予定額	
異動者印			

中途退職者の特別徴収税額に係る残税額の一括徴収

以下①②の場合には、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならない。

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合
- ② 翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合

○地方税法(抄)

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第三百二十一条の五

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額(前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。)は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

中国都市税務協議会要望「地方税制に関する要望書」(平成29年7月)

I 制度改正に関する要望

1 個人住民税関係

(6) 出国する外国人等に対する課税及び納付等について

賦課期日以降に出国する外国人等に対しては、納税管理人の申告や予納制度等を活用した納付勧奨を実施しているが、事業主や納税者によって対応が様々なものとなっている。出国後の外国人等については、現実的に納付勧奨は困難であり、出国前に個人住民税を清算するための制度が必要であると考え。

については、賦課期日以降に退職し出国する外国人等については、特別徴収の一括徴収を義務化することを要望する。

検討課題

- 賦課期日以降に退職し、出国する外国人等について、退職等の時期に関わらず、特別徴収義務者が残税額の一括徴収を義務化することとした場合、どのような課題があるか。
- 賦課期日後に出国する外国人に対する徴収方法について、上記のほか、どのような制度的な対応が考えられるか。その場合、どのような課題があるか。

租税条約について

租税条約の概要

租税条約は、課税関係の安定（法的安定性の確保）、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のモデルとなっている。OECD加盟国である我が国も、概ねこれに沿った規定を採用している。

OECDモデル租税条約の主な内容

- 課税関係の安定（法的安定性の確保）・二重課税の除去
 - ・ 源泉地国（所得が生ずる国）が課税できる所得の範囲の確定
 - 事業利得に対しては、源泉地国に所在する支店等（恒久的施設）の活動により得た利得のみに課税
 - 投資所得（配当、利子、使用料）に対しては、源泉地国での税率の上限（免税を含む）を設定
 - ・ 居住地国における二重課税の除去方法
 - 国外所得免除方式又は外国税額控除方式
 - ・ 税務当局間の相互協議（仲裁を含む）による条約に適合しない課税の解消

租税条約と個人住民税の関係について

- 租税条約においては、第2条で対象税目を規定している。
- 締結国により、地方税である個人住民税を対象としている場合としていない場合がある。
 - ※ 在留外国人上位5ヶ国との租税条約における状況
 - ・ 住民税を対象税目としている国 …中国、韓国、ヴェトナム
 - ・ 住民税を対象税目としていない国…フィリピン、ブラジル
- 租税条約は基本的には源泉地国における課税について規定をしているが、一部居住地国における課税を規定しているものも存在する(学生等)。

中華人民共和国の例

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国との間の協定(昭和59年条約第5号)

第2条 (対象税目)

1 この協定が適用される租税は、次のものとする。

- (a) 中華人民共和国においては、
 - (i) 個人所得税
 - (ii) 合併企業所得税
 - (iii) 外国企業所得税
 - (iv) 地方所得税(以下「中国の租税」という。)
- (b) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税(以下、「日本国の租税」という。)

第21条 (学生)

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。

⇒ 居住地での課税を免除。

第2回 個人住民税検討会

議題 グローバル社会における個人住民税のあり方

横浜市 税務課長 吉富 浩政

平成30年12月27日

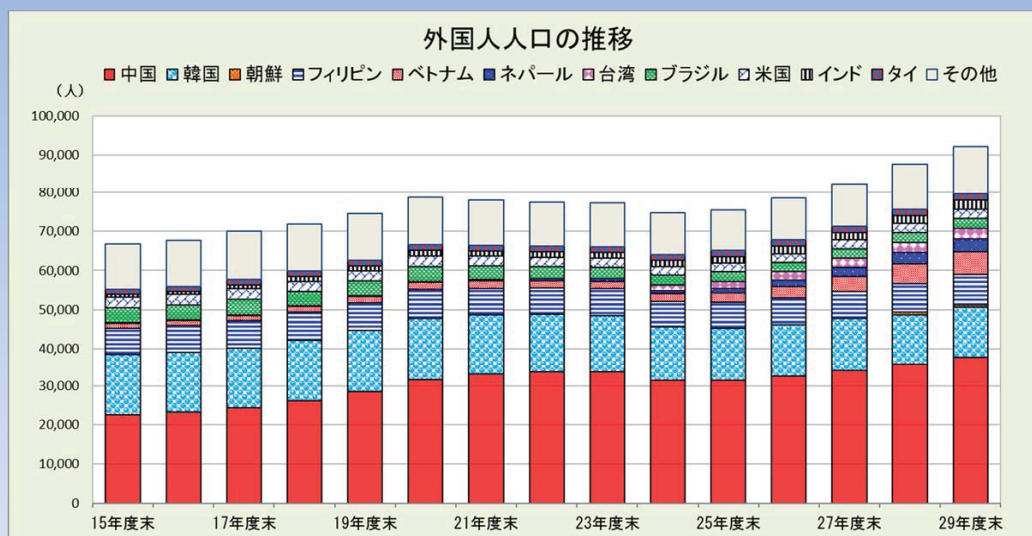
グローバル社会における個人住民税のあり方

(はじめに)

- グローバル社会における個人住民税のあり方に関して、横浜市における取組の概要等をご説明するとともに、対応の方策等に関して意見をまとめさせていただきました。
- なお、文中に記載した意見等については、私見であることをあらかじめご了承ください。

1 横浜市の状況

(1)本市における外国人登録数の推移



近年では、平成24年度以後、毎年増加し、平成29年度末では、約92千人となっています。

1 横浜市の状況

(2)横浜市における「給与所得者異動届出書」処理の状況

異動月	6月～12月	1月～5月	合計	異動事由
一括徴収	4,335	26,225	30,560	退職等
普通徴収	80,658	26,770	107,428	退職等
特別徴収継続	22,239	14,876	37,115	転勤等

※平成29年度課税分における6月から5月の処理件数

1 横浜市の状況

(3) 横浜市の公示送達状況

- ・平成29年度納税通知書等発送件数（特別徴収税額通知書含めず）
約810,000件（現年度分）
- ・平成29年度公示送達件数
約1,900件（現年度分）
- ・平成29年度公示送達の割合
約0.2%

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(1) 特別徴収義務者への案内

特別徴収税額通知書に「特別徴収のしおり」を同封し、特別徴収義務者に対して、下記の案内を実施している。

● 国外転居等で本人が未徴収税額を納税できないとき

納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を設定していただきます。

● 納税義務者が異動したときの手続き等（退職の場合）

6月～12月…納税義務者から一括徴収の申出があった場合で、未徴収税額を超える給与等が支払われる場合は、一括徴収となります。

1月～4月…未徴収税額を超える給与等が支払われる場合は、一括徴収となります。

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(2) 納税義務者への案内

区役所に問い合わせがあった場合に、納税管理人の手続き等についてご案内するほかに、ホームページ等で広報を実施しています。

(ホームページ文例)

年の途中で海外転出されても、転出された年度の住民税は、全額お納めいただくこととなります。出国後に引き続きご納付が必要な場合は、納税管理人申告書の提出が必要な場合もあります。

*納税管理人を申請された方で、後日納税管理人が不要となった時には解除申告書の提出が必要です。

● 主な納税管理人

- ・給与支払者であった者
- ・税理士法人
- ・親族 等

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(3) その他

出国者が「みなし再入国許可による出国」の場合には、再入国の可能性が極めて高くなることから、継続して管理・調査を実施する場合があります。

● みなし再入国許可による出国（入管法第26条の2）

みなし再入国許可とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです（再入国許可もご覧ください。）。

また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほかに在留カードを所持している必要があります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

(入国管理局HPから)

3 国外出国者等に対する方策の検討

国外出国者等に対する方策については、次の取り組みが考えられるが、そのいずれについても必要となる法整備や特別徴収義務者の負担感、納税者への配慮などを含めた課題整理と更なる研究等が必要

(1) 特別徴収義務者による一括徴収

(2) 予納の推進

(3) 個人住民税の現年課税化

3 国外出国者等に対する方策の検討

(1) 特別徴収義務者による一括徴収

特別徴収の対象となる納税者が退職等した場合に、その事由が6月から12月に生じた場合には、納税者の一括徴収の申出により一括徴収している取扱いを、事由発生時期に限らず、原則一括徴収とする案。

【課題】

- （普通徴収の）納期限が到来する前に納入義務を課することの法令上の整理
- 納税者個々の状況による退職事由がある中で、一度に負担することによる生活上の影響
- 国外出国者に限定した場合でも、給与支払者（特別徴収義務者）が出国情報を得るのは困難

など

3 国外出国者等に対する方策の検討

(2) 予納の推進

賦課期日後に国外に出国する者は、年末調整等により所得金額等が判明していることから、納付納入の告知前であっても、「最近において納付納入すべき額の確定が確実であると認められる」ものとして、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴する案

【課題】

- 特別徴収における予納に関する規定が地方税法上にないため、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴する方法等について、一定のルール作りが必要
- 仮に過誤納が生じた場合の還付に関する取扱いの整理
- 国外出国者に限定した場合でも、給与支払者（特別徴収義務者）が出国情報を得るのは困難

など

3 国外出国者等に対する方策の検討

(3) 個人住民税の現年課税化

個人住民税の現年課税化の検討は、以前からこの個人住民税検討会においても検討されてきています。

今回の「グローバル社会における個人住民税のあり方」では、特に国外出国者等を中心に資料を作成しましたが、個人住民税の現年課税化が実現された場合には、これらの課題は解決に向け大きく前進するものと考えます。

グローバル社会における 個人住民税のあり方 ～ 一括徴収と納税管理人 ～

平成30年度

第2回 個人住民税検討会

埼玉県 春日部市 市民税課(渡辺 博)

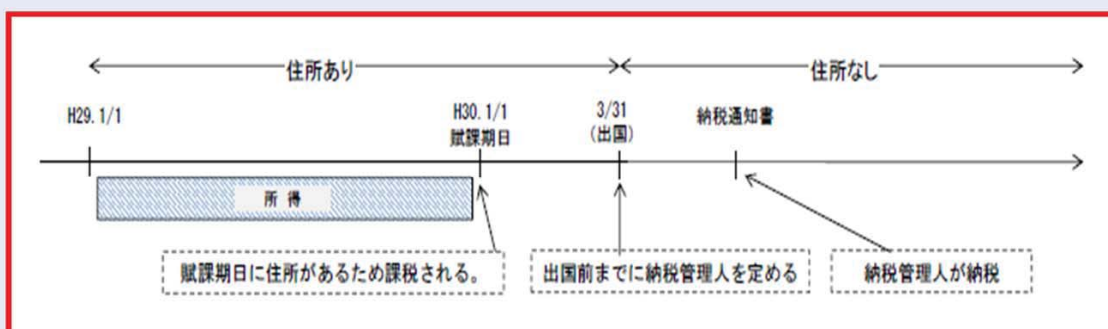


課 題

1. 賦課期日以降に退職し、出国する外国人等について、退職等の時期に関わらず特別徴収義務者が残税額の一括徴収を義務化することとした場合、どのような課題があるか。

個人住民税における外国人等に対する 課税上の取扱い

- 前年中に所得を得ていた者が賦課期日後に出国した場合、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においてもその納税義務は消滅しない。
- 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。（地方税法第300条）



納税通知書の送付 春日部市の場合

■納税通知書の送付人数（H30年度）

○特別徴収	88,166人	} 133,221人	
○普通徴収	45,055人		
○うち外国人	1,608人		(1.2%)
○そのうち出国者	<u>46人</u>		(2.9%)

退職者の特別徴収税額に係る残税額

- 以下①②の場合には、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならない。
- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合
- ② 翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合

外国人退職者の一括徴収の状況 春日部市の場合

■外国人の異動届（2017.11～2018.10）

○年間退職者	278人	
○一括徴収の人	<u>55人</u>	(19.8%)
○普通徴収の人	207人	(74.5%)
○転勤（新たな勤務先へ）	16人	(5.7%)

外国人退職者の一括徴収の時期別状況 春日部市の場合

■外国人の残税額一括徴収の割合

○6月～12月 退職者 **189人**

一括徴収	25人 (13.2%)
普通徴収	158人 (83.6%)
転勤	6人 (3.2%)

○1月～4月 退職者 **89人**

一括徴収	<u>30人</u> (33.7%)
普通徴収	49人 (55.1%)
転勤	10人 (11.2%)

個人住民税における納税管理人制度

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

納税管理人の設定 春日部市の場合

■納税管理人の勧奨

○毎年5月中旬にその年の1月2日以降に
国外転出した人に納税管理人申告書を送付している

■納税管理人の設定状況（H30年度）

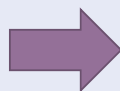
○そのうち納税管理人を設定した人は
1人

不納欠損の状況 春日部市の場合

■平成29年度決算ベース

不納欠損全体

1, 481人
7, 140件
11, 586万円



国外へ転出

2人
23件
105万円
0.9%

残税額の一括徴収の義務化

賦課期日以降に退職し、出国する外国人等の残税額一括徴収の義務化に対する意見（課題）

- 公平な税負担の観点から望ましい制度
- 企業の負担が増加
 - ・徴収、納税の事務量の増加
 - ・退職外国人の出国意思の確認
- 納税義務者の負担が増加
 - ・多額の残税額が一度に徴収される
 - ・残税額が退職金を越えると一括徴収できない
- 次年度課税の収納対策にはならない



納税管理人の設置を徹底させる

課 題

2. 賦課期日後に出国する外国人に対する徴収方法について、一括徴収のほか、どのような制度的な対応が考えられるか。
その場合、どのような課題があるか。

外国人が退職し、出国する場合は、一括徴収と納税管理人の設定のどちらかを選択し、その選択結果を自治体に申告することを特別徴収義務者に義務づける。

⇒課題：企業の協力

まとめ

○出国した外国人未納者への対応として、住民税の現年課税化、再来日する際の在留資格審査に過去の納税状況をチェックするなど考えられますが、現行制度にある「特別徴収の一括徴収制度（1月～4月退職）」や「納税管理人制度」をもって対応できるものと思われます。しかし、義務化されているこの制度も現実にはうまく働かない実態があります。問題は実効性であり、この現行制度の徹底こそが、大きな課題であると考えます。



○退職時期に係らず一括徴収か納税管理人設定かのどちらかを選択し、その結果を自治体に申告することを特別徴収義務者に義務づける。

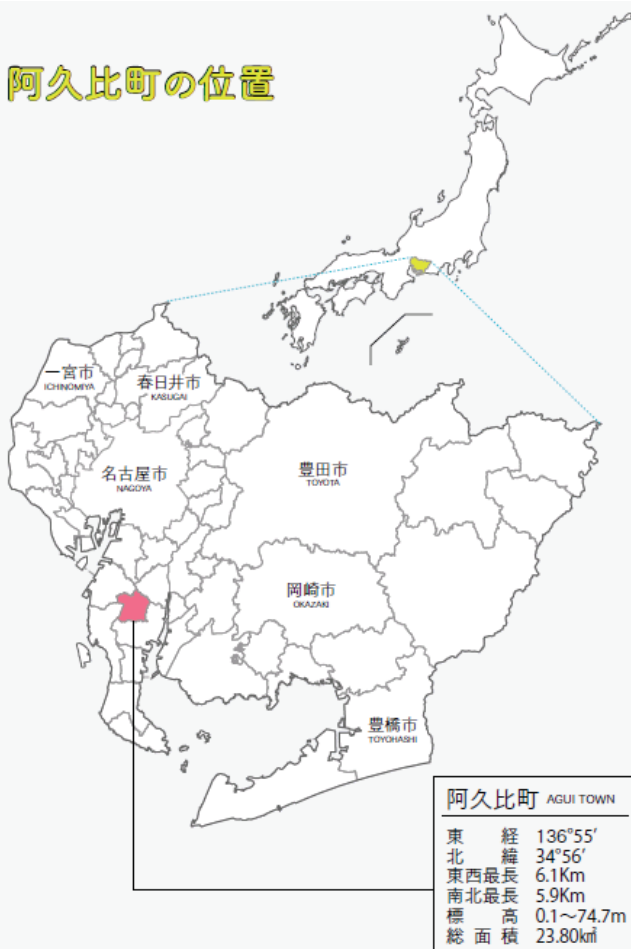
「グローバル社会における 個人住民税のあり方」

平成30年12月27日

愛知県阿久比町 総務部税務課



阿久比町の位置



人口：28,754人
(平成30年12月1日現在)

面積：23.80km²

町の花：うめ

町の木：もちのき



阿久比町
マスコットキャラクター
アグピー



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。

- ◎ ホタル飛びかう、豊かな自然を守ります。
- ◎ 歴史と伝統を守り、教養を高めます。
- ◎ スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
- ◎ オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
- ◎ ボランティア活動に、すすんで参加します。

(平成15年11月2日制定)

阿久比町の平成30年度個人住民税課税状況

平成30年1月1日現在	人口 28,728人	内、外国人325人
納税義務者数	14,436人	263人
普通徴収	3,082人	145人
特別徴収	11,354人	118人

出国した外国人等への課税・徴収の状況

賦課

- ▶ 賦課期日以降に出国した場合、普通徴収で課税。
- ▶ ほとんど納税管理人は指定されておらず、6月に送付する納税通知書、督促状は公示送達を行う。

徴収

- 住民基本台帳には国名のみ記載されるため、
- ▶ 外国人の場合、居所不明者として執行停止をかける。
 - ▶ 日本人の場合、納税管理人の届け出がされていない人については、戸籍の附表を取り寄せ、帰国したことが確認できたら住所地へ催告書などを送付している。

国外居住の納税義務者の状況

	30年度	29年度	28年度
納税義務者数(内、外国人)	21人(7人)	22人(8人)	17人(8人)
納税管理人の設定状況	2人(0人)	1人(0人)	2人(1人)

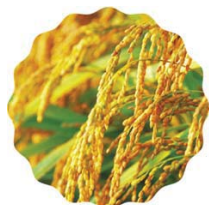


納税管理人の設定の勧奨



国外へ出国（転出）する場合、転出の手続時に納税管理人の指定を依頼している。

納税通知書の送付状況・公示送達の場合



納税通知書の送付状況	30年度	29年度	28年度
普通徴収	3,082人	3,062人	3,207人
内、外国人	145人	136人	114人
公示送達の場合	19人	14人	9人
内、外国人	4人	1人	1人
日本人出国	3人	2人	1人

納税通知書送達先の調査

住民基本台帳への記載は、出国予定の国名のみであり送付先は不明なため、旧勤務先等へ照会をかける。



給与所得者の異動届出書における「新しい勤務先の名称及び所在地」欄への記載状況

(外国の場合もあるか)



- ▶ 国内転勤の場合、記載あり。
- ▶ 転職の場合、ほとんど記載なし。
- ▶ 出国の場合、記載なし。

特別徴収税額に係る残税額の一括徴収の状況

(件数・6月～12月までの退職に係る希望状況・1月～4月までの退職に係る一括徴収状況)

	30年度	29年度	28年度
6月～12月	27(5)	29(0)	21(1)
退職者数(人)	336(10)	333(2)	366(5)
1月～4月	--	84(3)	61(0)
退職者数(人)	--	193(4)	134(0)

(内、外国人)



賦課期日以降に退職し出国する外国人等に係る 特別徴収の一括徴収義務化に対する意見・課題

【1月～5月に退職・出国の場合】

特別徴収の1月～5月分については、一括徴収されるため特別な事情を除き未納は生じないと考えるが、新年度課税分は、普通徴収となり、ほとんどが納税管理人を指定することなく出国するため、徴収不能となってしまふ。

【6月以降に退職の場合】

6月以降退職の場合、現在の規定では特別徴収義務者に一括徴収の義務はないため、普通徴収へ切り替えるが未納となってしまふ。

*今後、外国人就労者の増加は明らかであり、未納対策を講ずる必要がある。外国人のみ一括徴収義務化の取扱いは公平性に欠けると考えるが、外国人を雇用する事業者の責務として事業所の負担は大きくなるが、一括徴収などの方法による完納を規定するような法整備が必要と考える。

不納欠損額に占める国外居住者と思われる場合の 不納欠損額と全体の不納欠損額に占める割合

住民税のみ

	件数	内、国外居住者	国外居住者割合(%)	金額(円)	内、国外居住者分	国外居住者割合(%)
29年度	127	0	0	2,037,648	0	0
28年度	109	0	0	1,581,339	0	0
27年度	116	3	2.59	1,262,433	233,300	18.48

町税全体

	件数	内、国外居住者	国外居住者割合(%)	金額(円)	内、国外居住者分	国外居住者割合(%)
29年度	248	1	0.40	2,606,448	7,200	0.28
28年度	270	0	0	2,341,239	0	0
27年度	336	3	0.89	2,167,633	233,300	10.76

その他、議論の参考と考えられる事項

今後、外国人就労者の増加が見込まれる中、言語、文化、生活習慣の違いからくるギャップに対し地方公共団体は、様々な対策を講ずる必要がある。これには、財源である税金の確保は必須であり、出国者による未納問題は大きな課題である。

○ 住民税の現年課税化

外国人就労者に限らず、退職者による住民税の未納問題については、翌年度課税によるところが大きく、制度切り替え時の混乱は大きな課題ではあるが、住民税の現年課税化により未納問題は改善されると考える。

○ 普通徴収の口座振替義務化

現在、金融機関に預金口座を持たない国民は皆無に近いと考える。また、外国人であっても口座を持つことは可能であることから、普通徴収の口座振替義務化により、未納対策に加え税務担当職員の事務の軽減も期待できると考える。

○ 外国人を雇用する事業者の責務

外国人を雇用する事業者の責務として、税金に限らず、健康保険、電気、ガス、水道などの公共料金に未納が生じないように、また、未納が生じた場合には事業者に完納させるなど、未納対策に関する法整備が必要と考える。

ご清聴ありがとうございました。



こどもが、ゆたかに育つ町。



阿久比町



(参考) 第3

個人住民税の現年課税化
に関する資料

個人住民税の現年課税化について

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

- 二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。
 - (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
 - (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
 - (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

平成18年度

- ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
- ・ 導入する場合に考えられる方向性

平成20年度

- ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策

平成21・22年度

- ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算。

平成23年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式（現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの）について検討

平成24年度

- ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状について調査
- ・ 所得税方式市町村精算方式の中間的な案（市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告）の事務負担の変化について検討

平成25年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担について検討

平成26年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項について検討

平成27年度

- ・ マイナンバー導入と現年課税化（マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担）について検討

平成28年度

- ・ 切替年度の税負担のあり方について検討

平成29年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況について検討

個人住民税の現年課税化に係る課題

- 現年課税化を行う場合、所得税と同様、企業において源泉徴収や年末調整を行っていただくことが必要となるなど、企業や納税者の事務に以下のような課題が生じる。特にITの利活用が進んでいない中小零細企業における事務負担の増加について慎重な検討が必要。
- 企業・納税者・地方団体に過重な負担が生じないように検討を進めることが必要。

企業事務の増加

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないかな。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
 年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。
※ 特に中小零細企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところにとって負担が大きい。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

その他の課題

- ・ 所得税の確定申告を行う者は、前年1月住所地市町村に対して、住民税独自の項目や超過課税等を反映させた住民税の確定申告を行う必要が生じる。
- ・ 確定申告により、市町村において還付事務が多く発生。
- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント①

第1. 個人住民税の現年課税化

- ・ 現年課税化に伴い特別徴収義務者に新たに発生する事務に関する論点について議論を行うとともに、企業のIT化の状況について有識者からのヒアリングを実施した。

2 現年課税化と特別徴収義務者における事務負担について

(1) 特別徴収義務者における税額計算・年末調整への影響

- ・ 所得税の源泉徴収及び個人住民税の特別徴収に係る企業の事務の中で、11月、12月の短期間に事務が集中する年末調整に係る事務負担が突出して大きい。個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、この年末調整に係る事務負担への影響が特に重要だと考えられる。
- ・ 税率等が地方団体によって異なること、個人住民税独自の項目があることから、年税額の計算において、事務負担が大幅に増える可能性がある。当検討会における議論においても、小規模事業者の声として、「年末年始はかき入れ時であり、新しい事務作業が発生するのは困る」との意見が紹介された。

【年末調整事務において想定される所得税と住民税の相違点】

生命保険料控除・地震保険料控除	控除額の計算方法が所得税と個人住民税で異なる
調整控除	個人住民税独自の税額控除
住宅借入金等特別税額控除	所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除
非課税判定	個人住民税独自の非課税限度額制度や障害者等に対する非課税措置がある <small>※均等割の非課税限度額は、市町村の条例で定められる。</small>
所得割及び均等割の税率	地方税法においては標準税率を規定。地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。 <small>また、指定都市に住所を有する者について、所得割の標準税率が道府県税2%、市民税8%となる。</small>

- ・ 年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。

平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント②

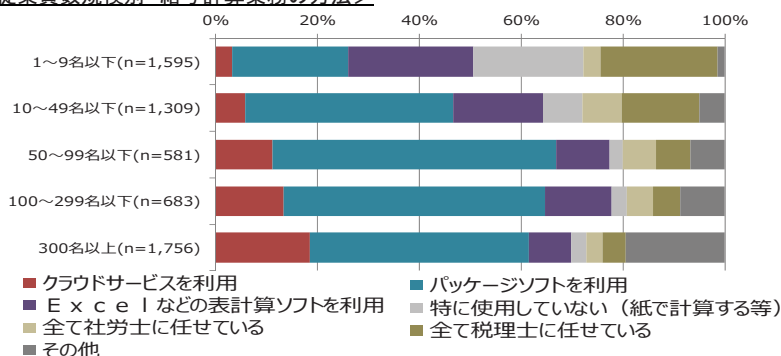
第1. 個人住民税の現年課税化

2 現年課税化と特別徴収義務者における事務負担について

(2) 企業におけるIT化の状況

- ・ 現年課税化により特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性があると考えられることから、企業におけるIT化の状況と今後の展望について、関係企業にヒアリングを実施した上、議論を行った。
- ・ 従業員規模が小さい企業ほど、給与計算においてシステムを利用しておらず、特に従業員規模が1～9名以下の場合、約5割がExcelでの計算や特に使用していない(紙で計算する等)という状況となっている。
- ・ 現状においては、給与計算ソフト等を利用していない企業が中小零細企業を中心に一定程度ある。これらの特別徴収義務者においては、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の事項を反映して年税額を計算することは、対応が困難な場合があると考えられる。
- ・ 今後、クラウド型の安価な給与計算ソフトの普及やスマートフォンの保有率の拡大を背景として、中小零細企業においても、給与計算のシステム化が進んでいく可能性があることから、企業のIT化の状況について引き続き注視していく必要。

＜従業員数規模別 給与計算業務の方法＞



平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント③

第1. 個人住民税の現年課税化

3 今後の課題

本年度の検討会では、現年課税化に伴い特別徴収義務者に新たに発生する事務に関する論点と企業のIT化の状況について整理しつつ、議論を行った。これまで本検討会においては、所得税方式を念頭に、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの課題を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後も、引き続き議論を深めていく必要がある。その際には、これまで述べてきた様々な課題について留意しながら、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点を踏まえ、十分に検討していくことが必要である。

一方、特別徴収義務者に生じると見込まれる現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、例えば、今後、特別徴収義務者がマイナンバー制度を利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、企業のITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このように、現年課税化の実現に向けて、現状を所与のものとして考えるばかりでなく、マイナンバー制度の利活用の在り方や企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、今後どのような環境が整備されれば様々な課題の解決につながるのかといった視点から検討を行うことも重要である。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

課題の解決に向けた今後の展望

- 現年課税化の実現に向けて、マイナンバー制度の利活用の在り方や企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、今後どのような環境が整備されれば様々な課題の解決につながるのかといった視点から検討を行うことも重要である。

将来的に、課題の解決に向けどのような方策が考えられるか。

検討課題

- 中小零細企業におけるIT化の更なる進展を前提に、課題解決に向けた方策が考えられないか。
- マイナンバーカードやマイナポータルの利活用により、課題解決に向けた方策が考えられないか
- その他課題解決に向け、どのような方策が考えられるか。

中小零細企業におけるIT化の更なる進展

- 給与計算ソフトが広く普及し、多くの中小零細企業がITを利用して源泉徴収税額の計算や年末調整を行うことができる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の項目を反映した税額計算ができるようになるのではないかな。

○ 個人住民税における源泉徴収簿イメージ[平成29年度個人住民税検討会資料]

所得税			個人住民税		
区分	金額	税額	区分	金額	税額
給料・手当等	①	③	給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑤	賞与等	④	⑤
計	⑦	⑧	計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨		給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
給与等からの控除分	⑩		給与等からの控除分	⑩	
社会保険料等控除額	⑪		社会保険料等控除額	⑪	
申告による小規模企業共済等給付の控除分	⑫		申告による小規模企業共済等給付の控除分	⑫	
生命保険料の控除額	⑬		生命保険料の控除額	⑬	
地震保険料の控除額	⑭		地震保険料の控除額	⑭	
配偶者特別控除額	⑮		配偶者特別控除額	⑮	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯		配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	
所得控除額の合計額	⑰		所得控除額の合計額	⑰	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出所得税額	⑱	⑲	差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出住民税額(所得割)	⑱	⑲
(特定増収等)住宅借入金等特別控除額	⑳		調整控除額	㉑	
			(特定増収等)住宅借入金等特別控除額	㉒	
			均等割非課税控除額	㉓	
			所得割非課税控除額	㉔	
年額所得税額(⑲-㉔、マイナスの場合は0)	㉕		年額住民税額(所得割(⑲-㉔)、マイナスの場合は0)	㉕	
年額年税額(㉕×102.1%)	㉖		年額住民税額(均等割)	㉖	
差引超過額又は不足額(㉖-㉕)	㉗		差引超過額又は不足額(㉖-㉕)	㉗	
本年最後の給与から徴収する金額	㉘		本年最後の給与から徴収する金額	㉘	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙	
差引還付する金額(㉘-㉙)	㉚		差引還付する金額(㉘-㉙)	㉚	
同上のうち 本年中に還付する金額	㉛		同上のうち 本年中に還付する金額	㉛	
翌年において還付する金額	㉜		翌年において還付する金額	㉜	
不足額 本年最後の給与から徴収する金額	㉝		不足額 本年最後の給与から徴収する金額	㉝	
超過額 翌年に繰り越して徴収する金額	㉞		超過額 翌年に繰り越して徴収する金額	㉞	

・控除額が所得税と個人住民税で異なる。
・特に生命保険料控除、地震保険料控除は、控除額の計算方法が異なる。

・税率が地方団体ごとに異なる。

・個人住民税独自の制度。

・所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

・個人住民税独自の非課税制度。
・非課税限度額制度
・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者

・税率が地方団体ごとに異なる。

年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算できると考えられる。

マイナンバーカードの利活用

- マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地について、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが概ね可能となるか。



住所地を把握

住所変更があった場合は、追記欄に届出の年月日及び新たな住所を記載



マイナポータル

- マイナポータルの利用が進めば、例えば納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地がプレ印字された扶養控除等申告書をダウンロードして、特別徴収義務者に提出するといったことも考えられ、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになるのではないか。

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)
あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)
行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ
行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

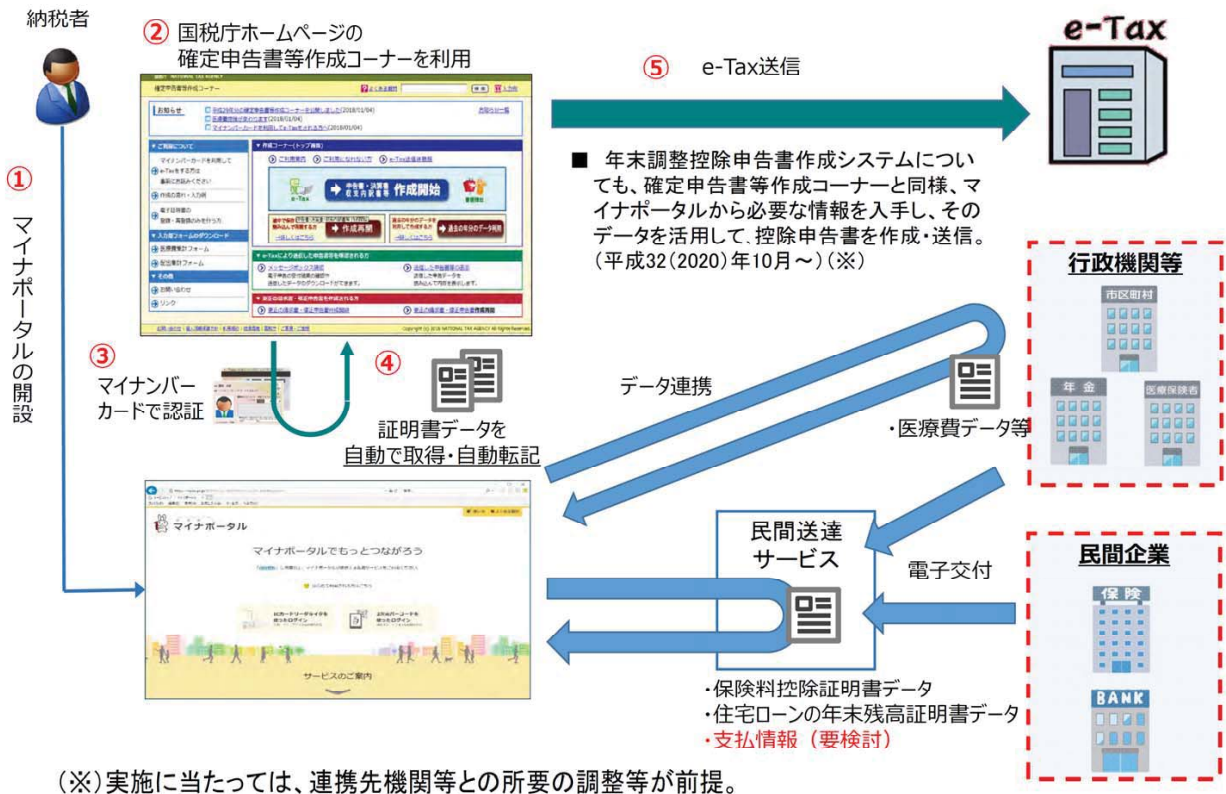
D 民間送達サービスとの連携
行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (びったりサービス)
子育てに関するサービスの検索やオンライン申請 (子育てワンストップサービス) ができます。

F 公金決済サービス
マイナポータルのお知らせからネットバンキング (ペイジー) やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる (外部サイト連携)
外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ)



個人住民税現年課税化実現に向けた マイナンバー関連インフラの活用について

2019年3月6日

株式会社野村総合研究所
マイナンバー事業部

GM 南側 洋司

〒100-0004
千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティグランキューブ

はじめに - NRIにおけるマイナンバー制度への取組み



■民間サービスとしての制度具体化

- ・マイナンバー 預かり管理数 **約1500万件**
(2018.10月末現在)
- ・公的個人認証 署名検証サービス
- ・民間送達サービス



南側洋司(みなみがわようじ)
マイナンバー事業部 GM
制度の民間普及、基盤構築を目指し、
民間サービスの事業化を推進。

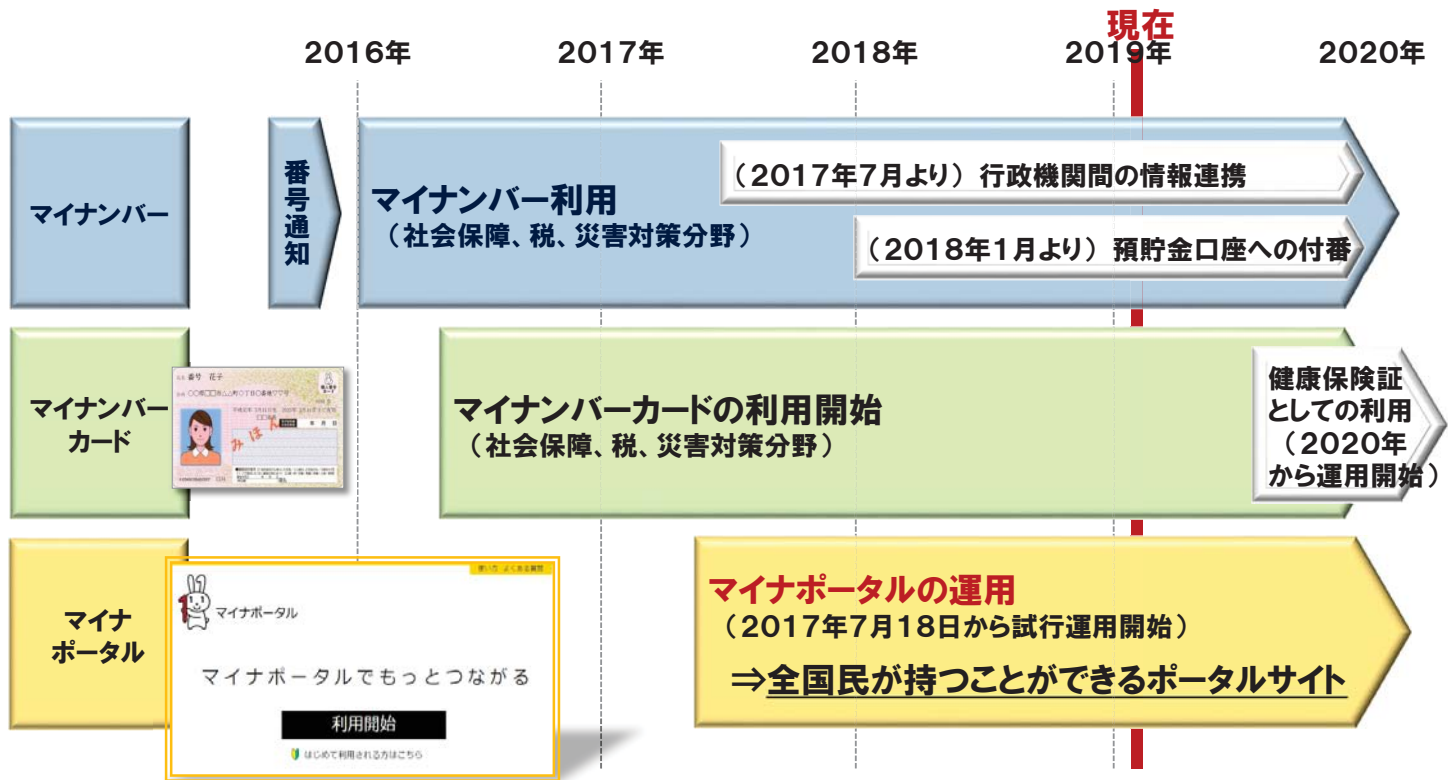


デジタル・ガバメント構想の民間側での実現を推進

【略歴】

- 2000年 NRI入社 証券ソリューション事業本部
- 2009年 NRI認定プロジェクトマネージャー(CPM)
- 2013年 // 認定ビジネスデベロッパー(CBD)
- 2015年 マイナンバー事業の立上げ。事業推進担当

2016年よりマイナンバーの社会保障・税分野での利用開始 マイナンバーカードの利用や、マイナポータルもスタート



NRI Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

マイナンバー制度導入後のロードマップ(案)								H31.1月現在
	2015年 (H27年) (10月)	2016年 (H28年)	2017年 (H29年)	2018年 (H30年)	2019年 (H31年)	2020年 (H32年)	2021年 (H33年)	2023年 (H35年)
マイナンバー		【1月から順次】 ・マイナンバーの利用開始 (社会保障・税・災害対策分野)	▼【11月13日から】 ・情報連携の本格運用を順次開始 ▼【1月から】 ・預貯金口座への付番開始					
マイナンバー通知		【2019年通常国会に向けて検討】 ・戸籍事務、旅券事務、在外邦人管理業務、証券分野などの公共性の高い業務、罹災証明事務		▼【通常国会】 ・マイナンバー法改正案の国会提出		法改正を踏まえたシステム整備等		▼【2023年度】 ・戸籍情報の情報連携開始
マイナンバーカード		【1月から】 交付開始 ・公的個人認証 10チップの民間開放、地方公共団体による独自利用	▼【9月から】 マイキープラットフォーム等運用開始 ・地方公共団体発行の各種カードの一元化 (図書館カード等) ・自治体ポイントの管理		▼【11月から】 旧氏併記の開始 ▼【2018年度末】 ・国家公務員身分証一体化 (本省分) の原則移行完了			
マイナンバーカード		【2019年通常国会に向けて検討】 ・公的個人認証等の利便性向上に係る必要な法制上の措置 ・利用者証明用電子証明書のPIN入力不要化 【2019年度中国会に向けて検討】 ・海外転出後のマイナンバーカードにおける公的個人認証サービスの継続利用		▼【通常国会】 ・関連法案の国会提出				▼【2020年度から】 ・健康保険証としての本格運用開始
マイナポータル		【1月から】 アカウント開設開始	▼【11月13日から】 本格運用開始	▼【2018年度から順次】 ・就労証明書の電子化、障害児施策へのワンストップサービスの拡充の検討 ・子育てワンストップサービス ・介護ワンストップサービスの検討、順次運用開始	▼【2018年度内】 ・死亡・相続等の手続のワンストップ化検討	▼【2019年度から】 ・API提供開始	▼【2019年度から段階的】 ・民間が発行する各種証明書データとの連携	▼【2019年度内】 ・法人設立登記後手続のワンストップ化 ▼【2020年度から順次】 ・ライフイベントに伴う企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化

※本ロードマップは「経済財政運営と改革の基本方針2018」、「未来投資戦略2018」、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」等を元に内閣官房において作成。

マイナンバー関連インフラを活用した現年課税化の事務負担増への対応策

現年課税化による事務負担増

1/1時点の住所地の正確な把握

全従業員の1/1時点の住所地を正確に把握し、課税団体を確定する必要があります。

個人住民税の税額計算・年末調整

毎月の給与額に応じた税額を計算し、1/1時点の住所の市区町村に納付する事務が発生。年末調整時は自治体により異なる税率で計算の必要あり。

住民税の確定申告

所得税の確定申告を行う者や自営業者等について、1/1時点住所の市区町村に確定申告を行う必要あり。

住民への還付事務

確定申告により市区町村から住民へ還付事務が多発。

課題解決の方向性

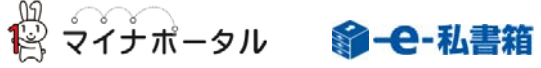
1

マイナンバーカードを活用した住所情報の把握



2

マイナポータルを活用した納税手続きの簡素化



上記デジタル化の普及による還付事務の電子化・効率化

1 マイナンバーカードを活用した住所情報の把握

マイナンバーカードの構成

マイナンバーカードに組み込まれたICチップに電子証明書が存在

◎ICチップ内の電子証明書の利用にはマイナンバー(個人番号)は使用しません




①マイナンバー

- ・社会保障、税又は災害対策分野における法定事務又は地方公共団体が条例で定める事務においてのみ利用可能
- ・マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など法令に規定された主体に限定されており、そうでない主体がカードの裏面をコピーする等により、マイナンバーを収集、保管することは不可

主体が限定

②電子証明書 (署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書)

- ・行政機関等 (e-Tax、マイナポータル、コンビニ交付等) のほか、新たに総務大臣が認める民間事業者も活用可能に
例: 金融機関におけるインターネットバンキング等
- ・電子証明書の発行番号と顧客データを紐づけて管理することにより、様々なサービスに活用が可能




民間も含めて幅広く利用可能

③空き領域

- ・市町村・都道府県等は条例で定めるところ、国の機関等は総務大臣の定めるところにより利用可能
例: 印鑑登録証、国家公務員身分証
- ・新たに民間事業者も総務大臣の定めるところにより利用可能に

マイキー部分



① マイナンバーカードを活用した住所情報の把握

マイナンバーカード電子証明書読み取りにより、証券口座開設時等の本人確認を簡素化

厳格な本人確認を、より多くのビジネスシーンに導入し、新しい顧客サービスを実現！

マイナンバーカードをかざすだけで、即座に確実な「本人確認」が24時間いつでもお客様に免許証のコピーや住民票を郵送いただく手間や、サービス提供開始までの同時に本人確認事務の自動化やペーパーレス化の実現が、貴社の業務効率アップにつながる可能性があります。

時間を大幅に削減することで、顧客満足度アップを実現します。

本人確認サービス e-NINSHO

「e-NINSHO」利用イメージ

マイナンバーカードの「電子署名」は、唯一の公的な「本人確認」の鍵です。

自宅や店頭窓口で銀行口座や証券口座などを開設する際、マイナンバーカードを接続した本人確認でスムーズな口座開設を実現

結婚や引越をする際、長期にわたる契約期間中の契約者・被保険者・受取人の住所・氏名等基本情報の異動有無を確認

医療機関受診時にマイナンバーカードで保険資格の即時確認を実現

受験申込や通学定期等学園を利用する際、受験申込時の本人確認や、各種学園サービス利用時の在籍確認を実現

チケット最前席に入場時の本人確認業務の軽減化を実現

アルバイト雇用時にアルバイト就業前の本人確認業務の軽減化を実現

Option
マイナンバー収集サービス
【e-NINSHO】による本人確認を行った上で、マイナンバーカードからマイナンバーを収集します。

地方公共団体情報システム機構 J-LIS

銀行・証券
流通・サービス
大学
病院・医療
保険会社

本人確認業務効率化不要
書類削減項目減少化

本人確認業務の軽減
- 本人確認業務効率化
- 手数料削減
- 業務負担軽減

本人確認業務の軽減
- 本人確認業務効率化
- 手数料削減
- 業務負担軽減

本人確認業務の軽減
- 本人確認業務効率化
- 手数料削減
- 業務負担軽減

NRI Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

② マイナポータルを活用した納税手続きの簡素化

マイナポータルとは

マイナンバーカードでログインできる国民向けポータル。2017/11に本格運用開始



① 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

② 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング(ペイジー)やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

③ 自己情報表示(あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

④ お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができるようになります。

⑤ よくある質問/問い合わせ登録

操作方法に関するFAQを確認したり、問い合わせができます。

⑥ サービス検索・電子申請機能(ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請(子育てワンストップサービス)が可能となります。

⑦ 情報提供等記録表示(やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

⑧ もっとつながる(外部サイト)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能になります。

⑨ 代理人メニュー

本人に代わって代理人がマイナポータルを利用できます。

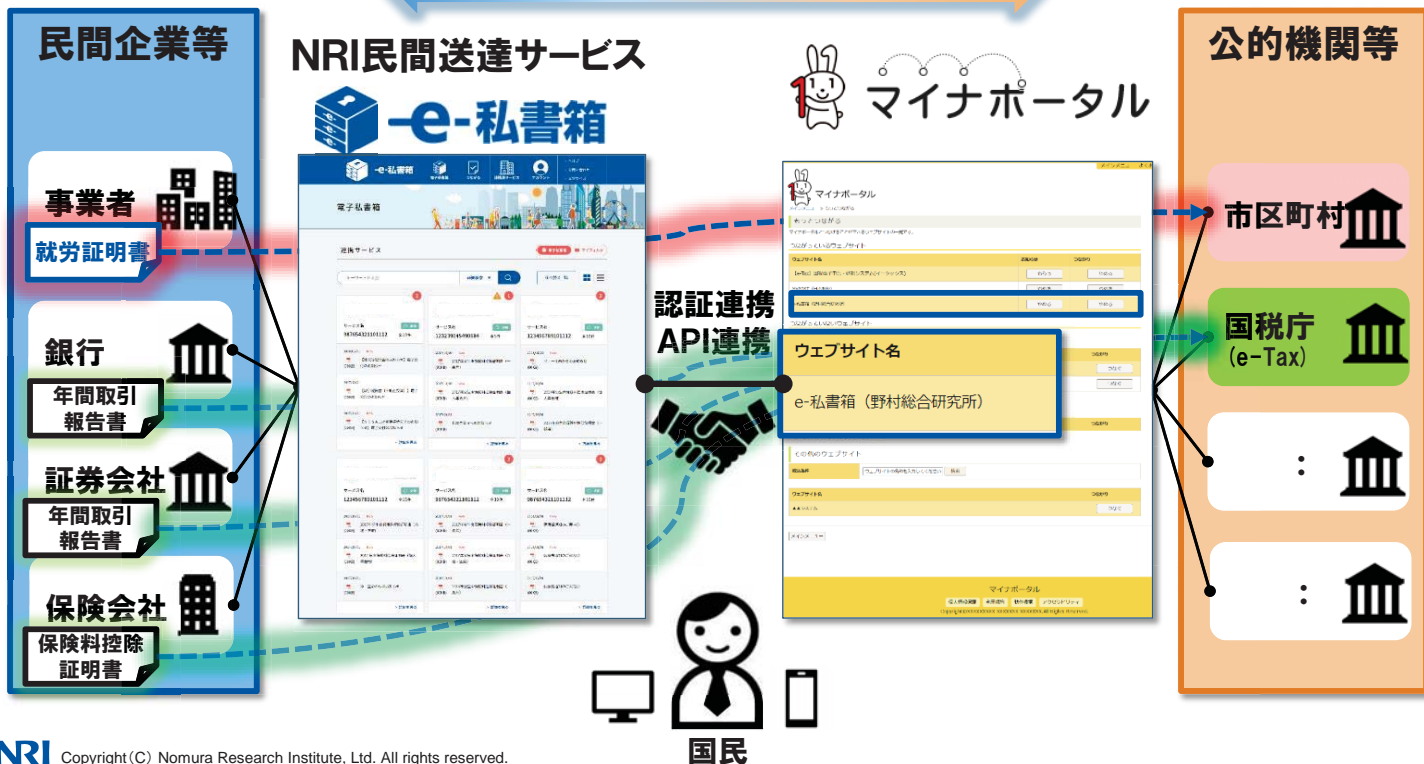
NRI Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

② マイナポータルを活用した納税手続きの簡素化

民間送達サービスとは

民間送達サービスe-私書箱は、民間企業がマイナポータルと繋がるためのGWサービス

オンライン化/手続きワンストップ



NRI Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

② マイナポータルを活用した納税手続きの簡素化

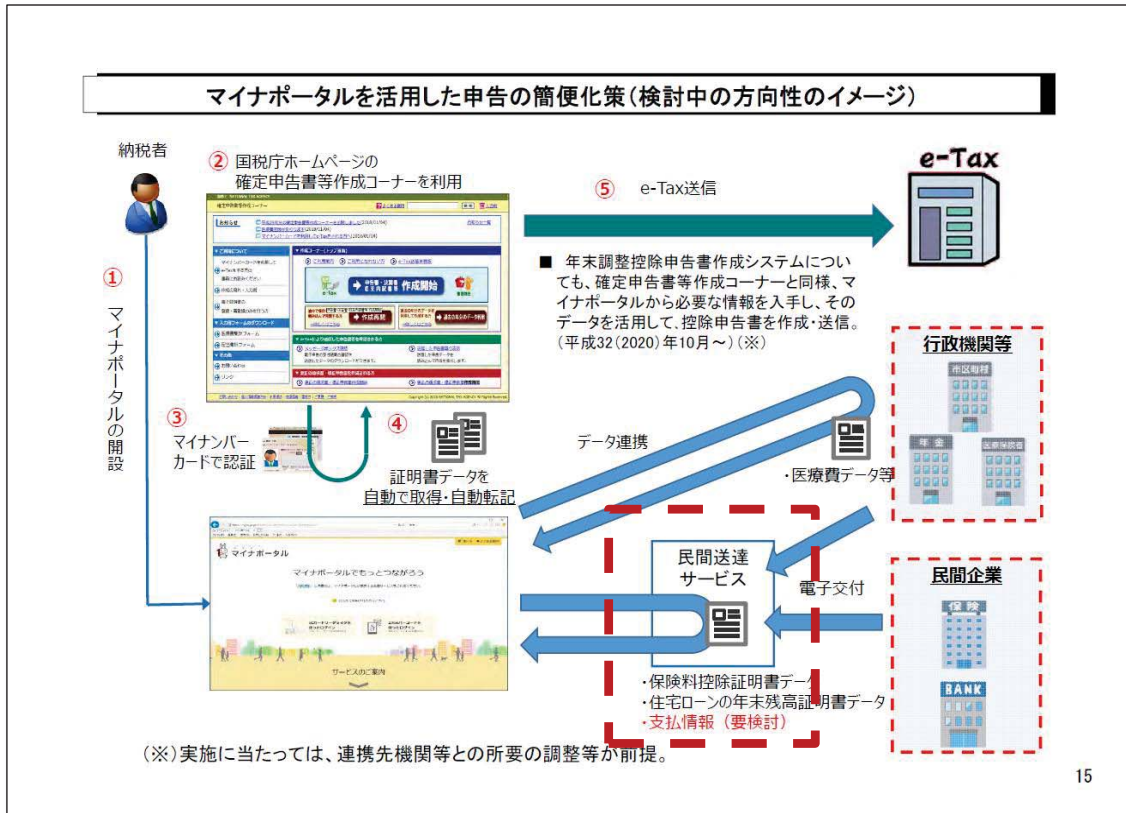
給与明細のマイナポータル連携

NRIでは給与明細のマイナポータル連携を実現、e-私書箱上で給与明細確認が可能に



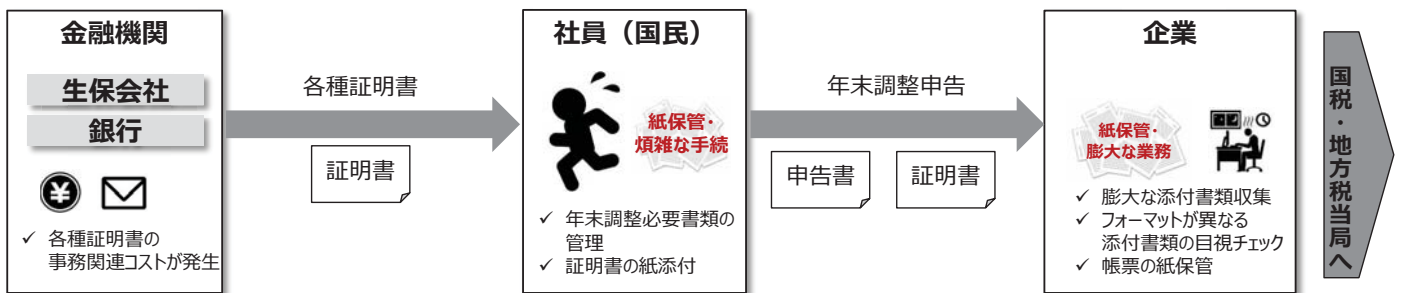
NRI Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

財務省は納税申告簡素化策として、民間送達サービスの活用を前提に調達作業を準備

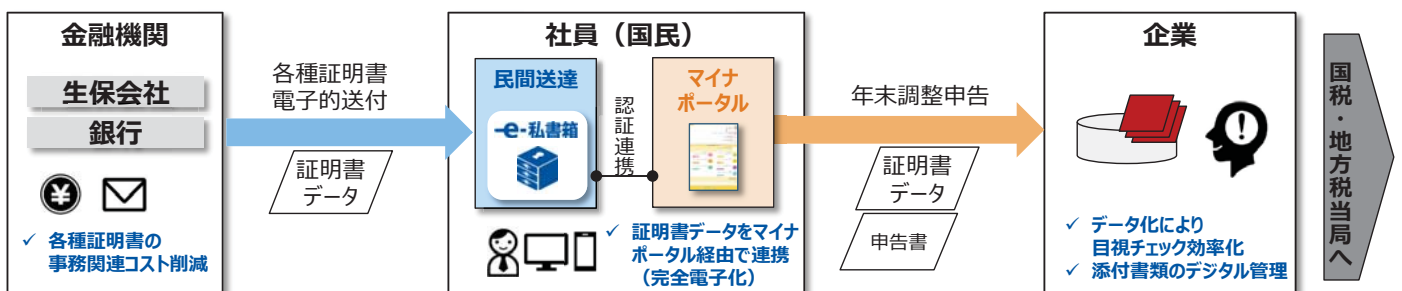


従来は生保会社からの証明書類を紙で添付して、企業人事部に提出。
民間送達サービスの情報を、企業人事システムへ連携し、年末調整の電子化を実現

現在の年末調整手続き

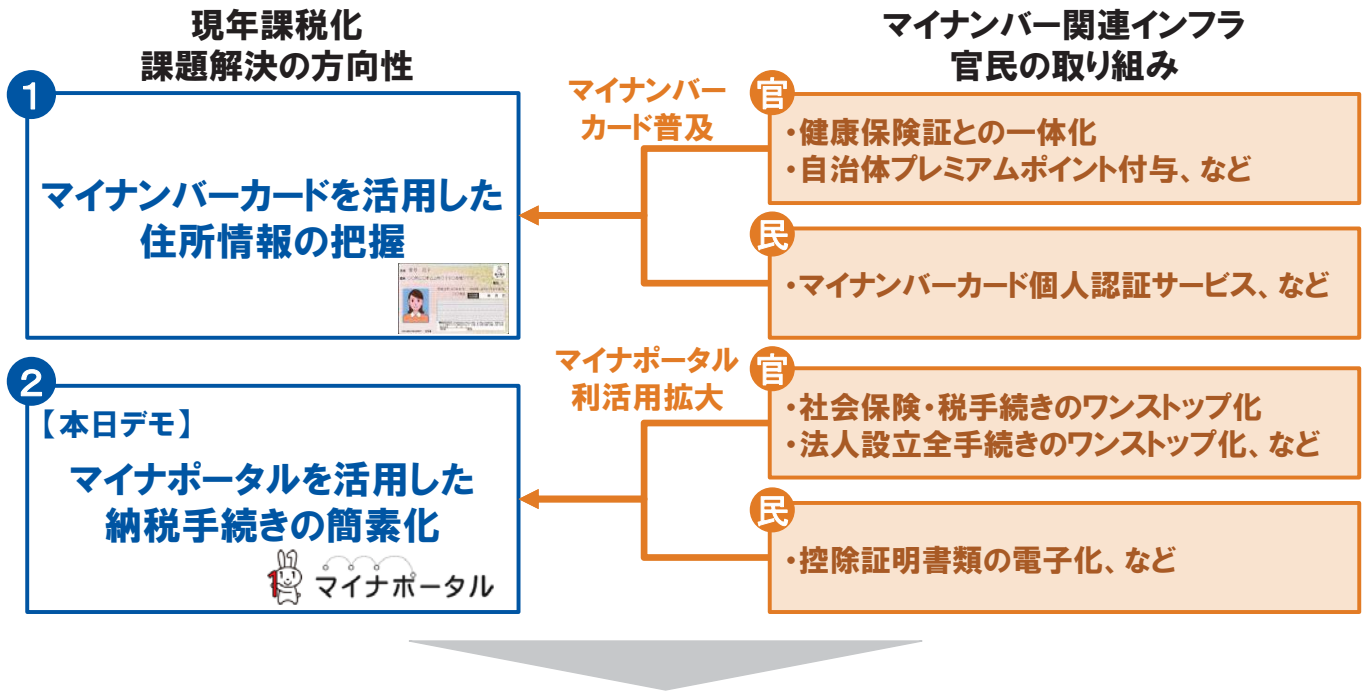


年末調整手続き完全電子化（2020年10月）



まとめ

マイナンバーカード普及やITインフラ拡充が進む事で手続きの電子化・簡素化が進展、将来的に現年課税化のハードルが下がる可能性も



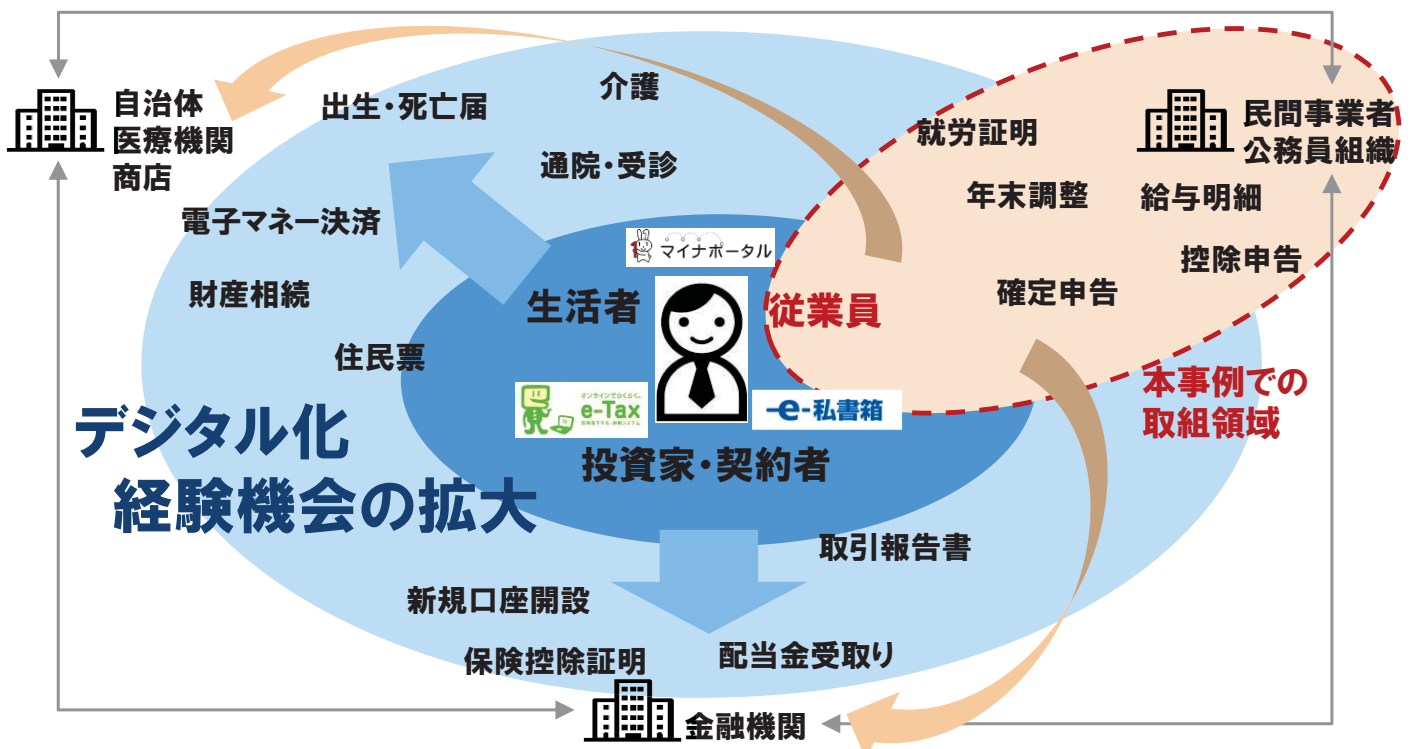
カード普及・ポータル拡充により将来的に現年課税化実現へ

NRI Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.

第9回 Pitch to the Minister 懇親会“HIRAI Pitch”資料

まとめ

手続きの電子化は今後さらなる進展が想定される。官民一体のデジタル・ジャパン実現へ



NRI Copyright (C) Nomura Research Institute, Ltd. All rights reserved.



個人住民税の現年課税化について

2019年3月6日
日本電気株式会社 岩田

© NEC Corporation 2018

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

「平成29年度個人住民税検討会報告書(平成30年3月 総務省自治税務局市町村税課)」において、特別徴収義務者の事務負担が懸念される事項としては、以下が想定されていました。

- ① 特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し課税団体を確定、源泉徴収を実施し、同住所地市町村へ納付する。
- ② 特別徴収義務者が年途中で雇用された者についても①と同様とする。
- ③ 特別徴収義務者が全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市区町村に納付する。
- ④ 年末に、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務を行う。
- ⑤ 現年課税化する場合でも、(所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において各種課税資料を名寄せし所得を計算することが引き続き必要であるため)給与支払報告書の提出は必要となる。
- ⑥ 年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う。
- ⑦ 個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地市区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する。
- ⑧ 切替年度は、2年分課税するのは納税者の理解が得られ難いことから、経済活動への影響を少なくする観点で踏まえ、N-1年とN年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性①②

特別徴収義務者が全従業員の1月1日現在の住所地を確認し課税団体を確定、源泉徴収を実施し、同住所地市町村へ納付する。

特別徴収義務者が年途中で雇用された者についても同様とする。

意見・論点①②

上述の個人住民税の賦課地は、例えば2019年1月1日～2019年12月31日に発生する所得に対しては、2019年1月1日時点の住登地になるとの想定で、

現在でも、1月1日時点の住所地と個人住民税の賦課地が異なる「住登外課税」のケースが存在するが、同ケースが現年課税化後でも発生するとした場合には、必ずしも「賦課地の把握＝住所地の把握」ではないと見込まれるため、当該ケースを想定して検討すべきではないか。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性③

特別徴収義務者が全従業員について、毎月の給与額に応じた税額を計算し、1月1日現在の各従業員の住所地市区町村に納付する。

意見・論点③

毎月の給与支払額に応じた個人住民税額の計算は、年末調整時に金額差が大きく生じないような計算式とすべき。

また、特別徴収義務者が、個人住民税を毎月、市町村へ納付するにあたり、当該納付額の算定基礎情報の提出が必要となること等への事務負担も考慮すべき。

さらに、現在の個人住民税の特別徴収は単純な翌年課税ではなく、企業が支払ったわけではない所得(不動産などの確定申告分の所得)も合算して特別徴収を依頼されているが、この給与所得以外の部分は所得税と同様に確定申告(普通徴収)で精算することとすべき(但し、各市町村ごとに税率や減免、非課税限度額が違うため、確定申告も考え方が難しいことが懸念される)。

加えて、現状は個人住民税を徴収していない賞与(ボーナス)からも、徴収することが必要になり、事務負担の増加も考慮すべき。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性④

年末に、各従業員の人的控除申告等を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う年末調整事務を行う。

意見・論点④

年末調整時には各市町村が行う税額計算と同じ計算を実施しなければならないが、各市町村個別の軽減や減免についてはどのように扱うかの整理が必要。

減免は、各市町村で納税義務者から申請を受けてから実施されるものなので、その情報をどうやって市町村と特徴事業所で共有するのかの整理も必要。

なお、個人住民税の現年課税化では、大多数の人が年末調整による税額異動が発生するので、事業所の事務負担は現行とは比較にならないくらい増大することも考慮すべき。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性⑤

現年課税化する場合でも、(所得情報を各種社会保障制度等で活用するため、市区町村において各種課税資料を名寄せし所得を計算することが引き続き必要であるため)給与支払報告書の提出は必要となる。

意見・論点⑤

所得情報を用いる各種社会保障制度に関しては、(何ら法改正等をせず)引き続き前年の所得に応じた負担を行うことを前提としているために当該の整理となっているものと思われるが、昨今の柔軟な働き方を背景とするならば、社会保障制度の負担についても、あわせて現年の所得を基本とするような法改正を働きかけるべきではないか。

ただし、その際にも、現行は雇用延長しても65歳以上の介護保険料は個別徴収となっている例にならって、事業所の負担にならないように配慮すべき。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性⑥

年末調整後に納付先団体の誤りが判明し、当該団体の税率が異なる場合は、地方団体間のやりとりだけで完結できず、特別徴収義務者との間で、追徴・還付のやりとりを行う。

意見・論点⑥

年末調整後、事業所はすでに新しい年の所得に関する個人住民税の徴収を開始しているため、

年末調整を実施した後は、所得税の確定申告による精算のように、事業所は通さなくて、市町村間と本人とで精算することを基本として整理すべきではないか。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性⑦

個人住民税においても、報酬や原稿料等の支払い時に、税額を源泉徴収し、報酬等を受ける者の1月1日現在の住所地市区町村に対し、個人住民税の支払調書を提出する。

意見・論点⑦

確定申告による精算とし、事業所は通さなくて、市町村間と本人とで精算することを基本として整理すべきではないか。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

方向性⑧

切替年度は、2年分課税するのは納税者の理解が得られ難いことから、経済活動への影響を少なくする観点を踏まえ、 $N-1$ 年と N 年の所得を比較し、所得が大きい方に課税する。

意見・論点⑧

③のような N 年の個人住民税の現年課税に関する計算と、 $N-1$ 年分の従来計算とは、個人住民税の計算方法が全く異なるため、仮に $N-1$ 年分のほうが所得が高かったとして、当該計算を事業所が実施することは困難と考えられるので、確定申告で調整すべきではないか。

個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担について

その他意見・論点

現年課税化を実施した場合には、税額が確定申告を終えるまで確定しないが、課税証明書等の証明書は、どのような扱いになるかの検討も必要ではないか。

また、事業所とは関係ないが、公的年金からの特別徴収に関しても、事業所と同様の懸念事項が発生するものと想定される。

事業所(企業)の立場からすると、個人住民税の現年課税化には異論はないが、現年課税化とあわせて年末調整に関する事務の負担を軽減し、なるべく精算は確定申告に寄せる方向で検討すべきではないか。

納税実務等を巡る近年の環境変化への対応については、フランスにおけるDSNシステムのように、例えば、企業から各行政機関等に対し、添付書類、調書類等により情報をそれぞれ提出させることに代えて、認定クラウド等に保管されている情報を各行政機関等がデータ照会する仕組みを構築するような「事業者の事務負担軽減措置」が税制調査会においても検討されているようだが、個人住民税現年課税化に関する特別徴収義務者への事務負担についても、標準税額計算システムを構築し配布したり、マイナポータル公金決済を積極的に活用するなど、経済社会のICT化により解決される課題も多いため、税制調査会の動きも視野にいれながら個人所得課税分野のICT活用による事務負担軽減をトータル的に検討すべきではないか。

＜個人住民税の現年課税化について＞

中小企業のIT化の実態について

2019年3月6日
株式会社大崎コンピュータエンジニアリング
代表取締役社長 武田 健三

はじめに

「平成29年度個人住民税検討会報告書」（抜粋）
第1 個人住民税の現年課税化についての検討
3 今後の課題
「・・・特別徴収義務者に新たに発生する事務について、企業のITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。
・・・このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。」

個人住民税における源泉徴収イメージ①

所得税			個人住民税		
項目	金額	期限	項目	金額	期限
給与	100	1/15	給与	100	1/15
賞与	20	3/15	賞与	20	3/15
退職金	30	3/15	退職金	30	3/15
...

→ 源泉徴収の範囲が拡大し、個人住民税の課税化により、給与・賞与・退職金に加え、退職給付金等も課税対象となる。

→ 給与・賞与・退職金に加え、退職給付金等も課税対象となる。

→ 給与・賞与・退職金に加え、退職給付金等も課税対象となる。

→ 給与・賞与・退職金に加え、退職給付金等も課税対象となる。

本日お伝えしたいこと

中小企業の声（年末調整をはじめとした税務事務のIT化）

システムで解決できること・できないこと

多様な働き方に対応した、社会全体での納税環境整備が必要

所得税の源泉徴収・個人住民税の特別徴収に係る事務負担の実態

- 企業規模が小さい程、作業をシステム化していない割合が増加。小規模企業では、半数程度が手作業で事務を行っていた。
- 従業員規模が一定以上の企業は年末調整事務に多くの作業時間を要していた。

図1：従業員規模別に見た「作業をシステム化していない（手作業）企業」の割合

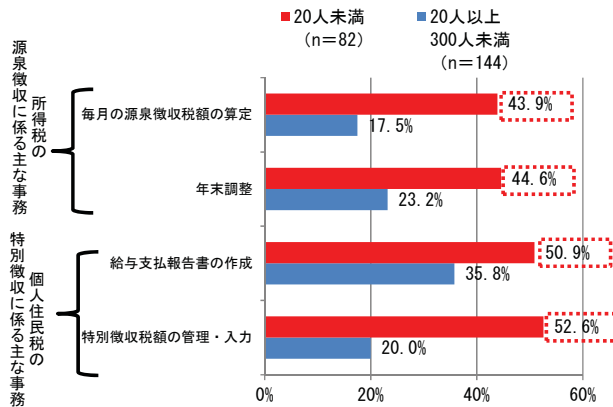
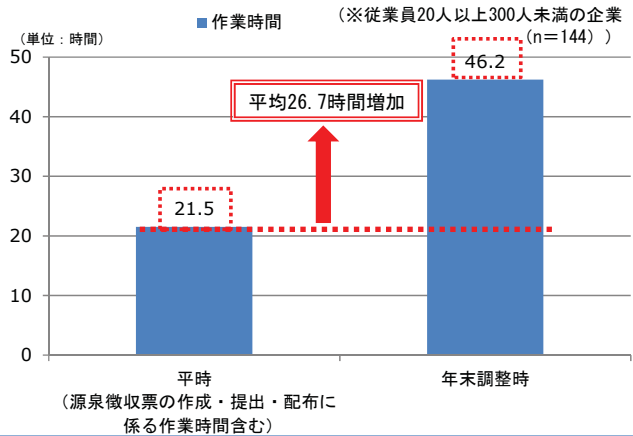


図2：中小企業（※）における「所得税の源泉徴収に係る月の作業時間」の「年末調整」による増加



小規模事業者の声

【飲食業 従業員4名（家族経営）】

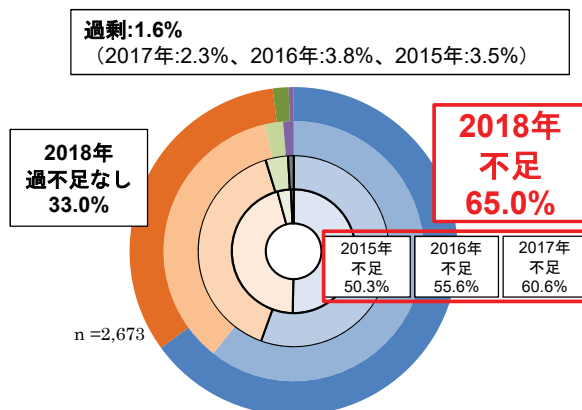
- 年末調整と源泉徴収簿の作成は、店の仕事と家事が終わった後の限られた時間にしか作業ができない。年末年始はかき入れ時で、さらに普段はやらない出前にも対応する。その中で短期間のうちに作業を終えなければならないので心理的にも負担。現年課税化で新しい事務作業が発生するのは困る。それで税金が安くなるというのか？
- 電子申告について調べたが、年に1回の申告のためにカードを作ったり、難しい手続きをしようとは思わない。

(出典) 日本商工会議所／東京商工会議所 「平成30年度税制改正等に関するアンケート調査」 (2017年5月)

中小企業の人手不足や経理事務体制の実態

- 日本商工会議所の調査では、65%の企業が「人手不足」と回答。4年連続で人手不足感が強まっている（図1）。売上高5,000万円以下の事業者の8割は経理事務を1人で対応（図2）。
- 働き方改革関連法による残業規制、有給休暇取得の義務化によって、企業現場の人繰りはさらに逼迫。
- 生産性向上が急務とされる中、企業に新たな納税事務負担を担う余地はない。

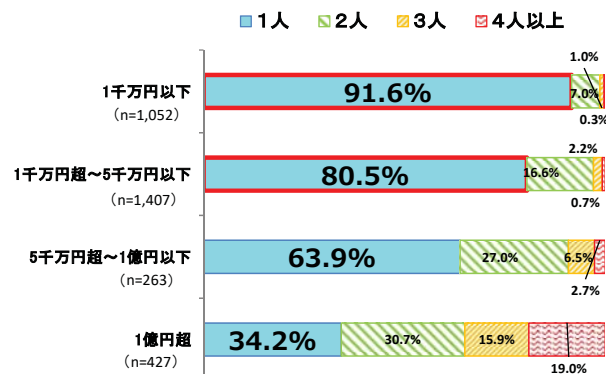
図1：中小企業の人材不足は年々深刻化



出典：日商「人手不足等への対応に関する調査(2018年6月)」

図2：経理事務に従事している人数（売上高別）

▶ 「売上高1千万円以下」の約9割、「売上高1千万円超5千万円以下」でも約8割の事業者は経理事務に1人で従事している。



出典：日商「中小企業における消費税の価格転嫁および軽減税率の準備状況等に関する実態調査」(第5回)(2018年9月)

中小・小規模企業の声

【事業内容：ビルの管理、清掃、設備保守 従業員770名】

- 従業員の大部分は百数十か所の現場に直行直帰しており、担当者と従業員がFace to faceでやり取り出来ないため、控除申告書の記載内容の確認に苦労している。
- 高齢者を多く雇用しており、携帯電話を持っていない人も少なくない。従業員のITリテラシー、税務知識が不足している。
- 現場では従業員との個別の契約（1年契約）で給与が決まっている。また客先（ビル）毎、職種毎に仕事内容や勤務形態が異なる。欠勤者の発生によるシフト調整も頻繁。したがって、各客先との契約内容と現場の勤怠状況を把握している管理職が、現場毎に手作業で給与計算を行っている。

【事業内容：タクシー業 従業員280名】

- 従業員に分かる人が少ないので、教えなければいけないが、他に色々とやらなければいけないことが多いので、マンパワーが足りない。また、従業員にも電子化できる人とできない人がいるので、一括で電子化というのは難しい。

【業種：ホテル業 従業員数：35名】

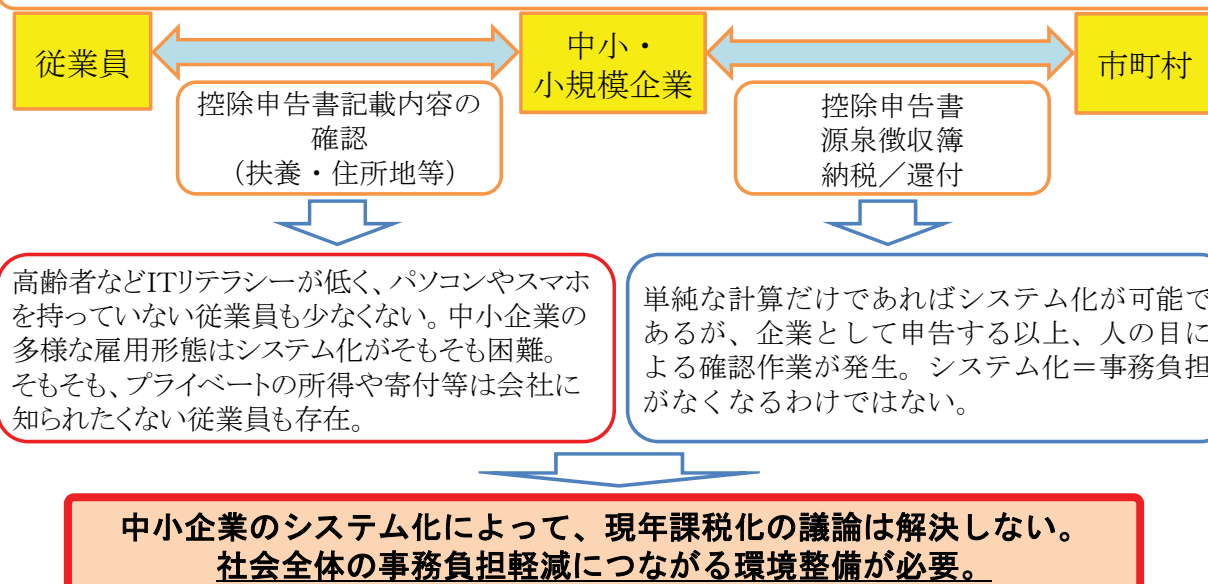
- マイナポータルは従業員のITリテラシーで対応できるか不安。

【業種：自動車部品販売 従業員数：75名】

- そもそも税理士にe-TaxやeLTAXを使う気がない。また、当社ではITスキルが低い人も多く、勤怠管理すら紙でやっているので、電子化については、かなり難しいと思う。

システムで解決できること、できないこと

- 税額計算は、企業側でシステム化すれば対応可能との主張があるが、計算自体をシステム化したとしても、結局、従業員から寄せられた情報をもとに計算結果が正しいか人の目で確認する作業が追加的に発生する。
- そもそも、プライベートの所得や寄付を会社に知られたくない従業員が存在するため、企業が従業員の副収入やふるさと納税の有無などを把握することは困難である。賦課課税方式である以上、最終的に市町村毎で行われている名寄せ等の再計算が必須となり、企業側で行う計算作業は無駄になる。
- 以上のことから、現年課税化による事務負担増の議論は、企業側のシステム化によっても解決しない。



多様な働き方に対応した、社会全体での納税環境整備が必要

- 副業やシェアリングエコノミーなどの普及等、個人の働き方の多様化に伴い、**個人の経済活動による所得の捕捉が必要**。
- フリーランスの増加、ふるさと納税や医療費控除等の普及、安価で便利なクラウドサービスの登場によって、**個人による確定申告は身近なものになりつつある**。
- 国は、個人の経済活動に対するマイナンバー付与の徹底、**マイナポータル**の利便性向上による**個人の確定申告手続きの簡素化**を図るとともに、**国税、地方税間での情報連携を一層推進**することで、**企業の事務負担を増加させることなく、社会全体で効率的な納税環境を整備すべき**ではないか。
- 現年課税化の事務負担の議論は、**社会全体の納税環境整備の状況を踏まえて検討すべき**。

